

## 令和元年第3回砂川市議会定例会

令和元年9月10日（火曜日）第2号

### ○議事日程

#### 開議宣告

- 日程第 1 議案第 4号 砂川市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第 5号 砂川市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第 6号 砂川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第 1号 令和元年度砂川市一般会計補正予算  
議案第 2号 令和元年度砂川市国民健康保険特別会計補正予算  
議案第 3号 令和元年度砂川市介護保険特別会計補正予算
- 日程第 2 一般質問  
延会宣告

### ○本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議案第 4号 砂川市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第 5号 砂川市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第 6号 砂川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第 1号 令和元年度砂川市一般会計補正予算  
議案第 2号 令和元年度砂川市国民健康保険特別会計補正予算  
議案第 3号 令和元年度砂川市介護保険特別会計補正予算
- 日程第 2 一般質問

辻 勲 君  
高 田 浩 子 君  
多比良 和 伸 君  
小 黒 弘 君

### ○出席議員（13名）

議 長 水 島 美喜子 君

副議長 増 山 裕 司 君

議員 中道博武君  
多比良和伸君  
高田浩子君  
増井浩一君  
沢田広志君  
小黒弘君

議員 永関博紀君  
佐々木政幸君  
飯澤明彦君  
北谷文夫君  
辻 勲君

○欠席議員（0名）

○ 議 会 出 席 者 報 告 ○

1. 本議会に説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

砂川市長	善岡雅文
砂川市教育委員会教育長	高橋豊
砂川市監査委員	栗井久司
砂川市選挙管理委員会委員長	其田晶子
砂川市農業委員会会長	関尾一史

2. 砂川市長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

副市長	湯浅克己
病院事業管理者	平林高之
総務部長兼会計管理者	熊崎一弘
市民部長	峯田和興
保健福祉部長	中村一久
経済部長	福士勇治
建設部長	近藤恭史
建設部技監	小林哲也
病院事務局長	朝日紀博
病院事務局審議監	山田基
総務課長	東正人
政策調整課長	井上守

3. 砂川市教育委員会教育長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

教育次長	河原希之
------	------

4. 砂川市監査委員の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

監査事務局長	山形 讓
--------	------

5. 砂川市選挙管理委員会委員長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

選挙管理委員会事務局長 熊 崎 一 弘

6. 砂川市農業委員会会長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

農業委員会事務局長 福 士 勇 治

7. 本議会の事務に従事する者は次のとおりである。

事 務 局 長 和 泉 肇

事 務 局 次 長 川 端 幸 人

事 務 局 主 幹 山 崎 敏 彦

事 務 局 係 長 斉 藤 亜 希 子

開議 午前10時00分

◎開議宣告

○議長 水島美喜子君 休会中の本会議を再開します。

本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

直ちに議事に入ります。

◎日程第1 議案第4号 砂川市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

議案第5号 砂川市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第6号 砂川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第1号 令和元年度砂川市一般会計補正予算

議案第2号 令和元年度砂川市国民健康保険特別会計補正予算

議案第3号 令和元年度砂川市介護保険特別会計補正予算

○議長 水島美喜子君 日程第1、議案第4号 砂川市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について、議案第5号 砂川市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第6号 砂川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議案第1号 令和元年度砂川市一般会計補正予算、議案第2号 令和元年度砂川市国民健康保険特別会計補正予算、議案第3号 令和元年度砂川市介護保険特別会計補正予算の6件を一括議題とします。

予算審査特別委員長の報告を求めます。

予算審査特別委員長。

○予算審査特別委員長 辻 勲君（登壇） おはようございます。予算審査特別委員会に付託されました各議案に対する審査の結果についてご報告申し上げます。

9月9日に委員会を開催し、委員長に私辻、副委員長に高田浩子委員が選出され、付託されました各議案について慎重に審査し、議案第4号から第6号、第1号から第3号までの一般会計、特別会計の補正予算は、簡易による採決の結果、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長 水島美喜子君 これより予算審査特別委員長の報告に対する一括質疑に入ります。質疑ありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

これより議案第4号から第6号、第1号から第3号までの討論に入ります。

討論ありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより議案第4号から第6号、第1号から第3号までを一括採決いたします。

本案を予算審査特別委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、予算審査特別委員長の報告のとおり可決されました。

## ◎日程第2 一般質問

○議長 水島美喜子君 日程第2、一般質問に入ります。

質問通告者は6名であります。

順次発言を許します。

辻勲議員。

○辻 勲議員（登壇） おはようございます。私は、1点について一般質問させていただきます。

市営野球場と市営北グラウンドの利活用について。平成29年第1回定例会において市営野球場改修事業費が予算措置され、大規模改修を終え、昨年秋より野球教室等で利用されているところです。平成29年の定例会での議論の中で出ておりました公認規格に改修し、北海道日本ハムファイターズ2軍戦の誘致もできるとの希望も多分にあり、市民の方々もそのことに大変期待する声もありました。しかし、2年が経過しているこの時点にまだ2軍戦誘致の決定には至っておりません。そこで、この点を中心に市営北グラウンドの利活用についても以下の点を踏まえて伺います。

（1）市営野球場改修が終了してから利用されている大会等について。

（2）北海道日本ハムファイターズ2軍戦誘致における教育委員会としてこれまでの取り組みについて。

（3）市営北グラウンドについては公認規格の野球場ではありませんが、少年野球や社会人野球の方々が利用されており、駐車場よりグラウンドに向かう通路にのり面を通っているが、転んだりしているので、通路として整備してもらえないかと少年野球の保護者から要望されています。トンネルを通っての正規の道路はあるのですが、利便性等を踏まえた現実の要望でありますので、このことについて見解を伺います。

以上、1回目の質問です。

○議長 水島美喜子君 教育次長。

○教育次長 河原希之君（登壇） 大きな1、市営野球場と市営北グラウンドの利活用

についてご答弁申し上げます。

初めに、（１）市営野球場改修が終了してから利用されている大会等についてですが、平成30年9月22日、改修後のこけら落としとして北海道日本ハムファイターズの野球教室、10月6日からは全日本少年軟式野球北海道予選会が行われ、令和に入り、5月は春の高校野球空知支部予選大会、6月には天皇賜杯軟式野球北空知支部予選大会、7月には中体連北空知軟式野球大会及び全道自治体職員等野球空知予選大会、8月には北海道ガスと東海大学札幌キャンパスの交流試合及び北海道日本ハムファイターズ稲葉SCO野球教室に利用されたほか、5月から8月の間に市内の小学生、中学生及び社会人の野球チームの練習及び練習試合に67日間利用されているところであります。

次に、（２）北海道日本ハムファイターズ2軍戦誘致における教育委員会としてこれまでの取り組みについてですが、2軍公式戦開催に向けては平成29年4月と平成30年5月の2度にわたり球団事務所の事業統括本部を訪問し、改修箇所が明記された平面図や工事完成写真などを提示し、要請を行ってきたところであり、平成30年9月及び10月には日本ハム球団関係者が改修後の市営野球場を視察に来ているところであります。

次に、（３）市営北グラウンドに向かうのり面の整備についてですが、現在市営北グラウンドについては主に少年野球や社会人野球の練習場としてご利用いただいているところであり、利用者が車で来られた際にはグラウンド西側の北光公園と共用の駐車場をご利用いただくこととしております。この駐車場からグラウンドへ行くためには、駐車場から北側におり、西側からのアンダーパスのトンネル通路を通過してグラウンドに行ってくださいとあります。駐車場東側ののり面の通路整備についてですが、こののり面については駐車場に接続している道路とグラウンドとの高低差が大きいことから、急勾配となっており、転落防止の鉄柵を施していることから、通路として整備を行う考えはなく、今後も引き続き現在の通路を通過してグラウンドに行ってくださいとご理解を賜りたいと存じます。

○議長 水島美喜子君 辻勲議員。

○辻 勲議員 今次長から（１）の市営球場改修してから利用されている大会等について答弁をいただきました。この1年間で多くの大会が行われているのだと聞いておりました。特にこの8月には、今お話がありましたように元北海道日本ハムファイターズの選手で活躍している、現在は日本代表チームの稲葉監督がこの市営球場に来られて、北海道日本ハムファイターズ・ベースボールアカデミー野球教室が開催されたということで、9月1日号の広報すながわの表紙にトピックスとして挙げられておりました。参加した子供たちは、プロの選手であった稲葉さんの指導を受けて、一生に残る思い出ができたと思っておりますし、よいアピールになったと私も思っているところです。今後もより多く利用されるよう期待するところであります。

それから（３）なのですけれども、ここは主に今お話がありましたように少年野球や社

会人野球の練習場として利用されているということで、市営球場とは利用の仕方が違った部分もあると思いますけれども、大きな大会に出るために一生懸命練習していることとっております。それで、アンダーパスのトンネルについては、2カ月ほど前には一時通れないこともありましたけれども、今は通れているところであります。また、少年野球の保護者の方に聞きますと、そのアンダーパス自体がわからないこともあるようなのです。けれども、今答弁ありましたように利便性を考慮したものでしたけれども、通路として整備することは無理があると理解はいたしました。ただ、夢を持って頑張っている野球選手の方々の希望に応えられるように、検討できるように、またほかとも連携できることがあればということで、この件については終わります。

そこで、(2)でありますけれども、球団に要請を行ってきたことはわかりますけれども、その手応えというか、多額の費用をかけてきた球場という部分があるわけですから、その点についていま一度お伺いしたいとっております。

○議長 水島美喜子君 教育次長。

○教育次長 河原希之君 (2)の2軍公式戦の関係のご質問だと思います。1回目の答弁で申し上げましたとおり、昨年日本ハムの関係者が視察に来ております。その際に2軍戦の話をしたところ、広さについては公認規格であるといったことでありましたが、本部席や防球ネットなどの構造、それから設備等に懸念があって厳しいということでありまして、この野球場につきましては市民球場として使えるものは使うという形で改修を行ってきている状況もありまして、現構造の状況では球団の意向に沿ったものとはなっていない現状でありますので、2軍戦の開催はできないものということでございます。

○議長 水島美喜子君 辻勲議員。

○辻 勲議員 北海道に日本ハムファイターズ球団が来まして、私も有志の方々と砂川にファンクラブを結成して、13年間にわたり、観戦ツアーだとか、地元での祝勝会も一生懸命毎年活性化をと思って行ったり、球団の部長さんだとか、そういう方も呼んだりしまして、活性化に貢献できたかと自分でも思っているのですけれども、協力いただいた皆さんにも改めて感謝するわけですが、そういった中で高速のバスの運賃が値上がりしたとか、役員もなかなか大変になってきてまして、ある程度のバスツアーの人数も集められなくて解散したという状況がありましたけれども、ファンの方からも大変残念がられた部分もありまして、その分滝川だとか上砂川に会員が流れているというような現状になっているわけですが、しかし本年より有志により再びファンクラブができて活動し始めておりまして、私も加入しておりますけれども、この地域では新十津川とか滝川でも2軍戦が行われて、また先月でしたか、私も新聞で見たのですけれども、今後芦別でも誘致できるというような記事もありました。

また先ほど申し上げました29年度の第1回定例会においてもいろいろな議論の中で、私も予算審査特別委員会の委員長もしております、その議論の中でも強く日本ハムファ

イターズ2軍誘致をする決意をするということも行政としてあったのです。それが全てということではないのですけれども、そういったことの市民からの期待もありましたし、当初の議論の中でも、土地が安く買えるから今言ったように広さを確保できるというようなことで、2軍も呼べるのでないかというような状況もあったわけですから、その後も、私は総務文教委員でしたから、総務文教委員会の中でも2度ほど、市民からの期待もありましたし、誘致はどのようにしているのだというような訴えもしておりました。

今ほど答弁がありましたように、2回ほど球団に交渉しているということなのですが、それと前回の6月議会での他の議員からの一般質問でも2軍誘致は設備的に厳しいというような答弁もあったものですから、改めて私は質問しているわけなのですが、今回の答弁であくまで市民球場ということで、プロ野球を呼ぶために改修を行った部分ではないということもあるわけですが、せっかく公認規格の球場となったことを考えると非常に私も残念な思いがあるわけなのですが、そういったことも踏まえまして、先ほどファンクラブがこのたびできたお話もしましたが、その後援会の中でも目的は地域の活性化及び青少年の育成を支援するとありまして、地域振興の活動、それから後援会のイベント等もやりますと、スポーツ振興活動、野球教室もやっていきますというようなことも後援会の中で言うておりますので、今後ファンクラブもそうですし、また市民や少年野球、軟式野球連盟主催の大会、そういったところも本当に可能な大会を誘致していくという部分でさらに頑張りたいと思うのですが、球場の維持管理も当初300万ぐらいという話もありましたか、かかるのでないかとも思っているのですが、その辺のところはどうなっているかということをお聞きしたいと思います。

○議長 水島美喜子君 教育次長。

○教育次長 河原希之君 公認規格の球場となりまして、昨年もさまざまな大会やご利用をいただいているということで、今後の維持管理といったところのご質問だと思いますけれども、当初は300万程度の委託をかけて、最初ですから小まめにやっておりますけれども、今年度につきましては職員で、そのノウハウを初年度でいただいた部分もございしますので、例えば芝刈りだとか、それからクレー舗装の整備だとか、こういった部分については職員で何とかやっているという状況ではありますが、ただ芝の部分ですとか専門的なところがございしますので、例えば芝のエアレーションですとか、目土、肥料等という専門的な部分、こういう部分については必要に応じて専門業者に委託をしながら、適切な維持管理をして良好なコンディションを今後も保って利活用促進を図ってまいりたいと考えております。

○議長 水島美喜子君 高田浩子議員。

○高田浩子議員 （登壇） それでは、通告に基づきまして一般質問をさせていただきます。

まず、1つ目といたしまして、林業振興対策についてお伺いいたします。日本の森林は

国土の7割を占め、木材の生産だけではなく、水源涵養や土砂災害防止、そして生物多様性保全、気候温暖化緩和など、林業によって維持してまいりました。しかし、近年では林業の衰退が進み、大きな社会問題となっております。そこで、政府はこのたび森林経営管理法と国有林野管理経営法を改正しまして林業の成長産業化を図ろうとしておりますので、次の諸点について質問いたします。

1点目といたしまして、政府は森林環境税と森林環境譲与税を創設し、国民で森林を支えるとしておりますが、この税創設をめぐる経緯や仕組み、使用目的等についてお伺いいたします。

そして、2点目といたしまして、特に森林環境譲与税は今年度から各市町村に森林整備資金として交付されますが、今後の具体的活用方法についてお伺いします。

3点目といたしまして、市内の林業の現状と振興策についてお伺いいたします。

次に、2つ目といたしまして、中学生までの子供の医療費無料化制度拡充についてお伺いいたします。全国知事会や全国市長会では、少子化対策の抜本的強化などを訴え、国が全国一律の子供の医療費助成制度をつくるように再三要望してまいりました。しかし、国は逆に小学生以上の窓口無料化を行う自治体へのペナルティー措置を続けており、全国知事会などはその廃止を強く求めています。こうした状況のもとでも全国の地方自治体で子供の医療費助成制度の拡充が年々進んでおり、厚生労働省が先月8月に発表いたしました2018年4月1日現在の乳幼児等医療費に対する援助の実施状況調査の結果では、全国の市区町村の通院で88.9%、1,548市区町村、そして入院では95.8%、1,668市区町村の自治体が中学卒業までの医療費助成を実施しており、高校卒業まで助成している市区町村は通院、入院、どちらも3割を超えています。

この分野では、砂川市は全国的にもおくれた自治体の一つとなっております。お金の心配なく子供たちが安心して義務教育を受けられるよう、せめて中学卒業まで子供の医療費の無料化制度を拡充すべきと思いますが、市長の所見をお伺いいたします。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長 水島美喜子君 経済部長。

○経済部長 福士勇治君 (登壇) 私から大きな1、林業振興対策についてご答弁を申し上げます。

初めに、(1)森林環境税と森林環境譲与税の創設をめぐる経緯や仕組み、使用目的等についてであります。森林の有する地球温暖化防止や災害防止、国土保全、水源涵養等のさまざまな公益的機能は国民に広く恩恵を与えるものであり、適切な森林の整備等を進めていくことは我が国の国土や国民の命を守ることにつながります。このような現状認識のもと、パリ協定の枠組みのもとにおける我が国の温室効果ガス排出削減目標の達成、災害防止を図るための森林整備等の地方財源を安定的に確保する観点、また国内の人工林の約半数が主伐期を迎えている中、森林の有する公益的機能を持続的に発揮しつつ、林業の

成長産業化を実現させていくためには、森林所有者による森林の経営管理の責務を明確化した上で、我が国林業の課題を打破していくための仕組みを構築し、適切な森林管理が行われていくことが必要となり、新たな森林管理システムとして平成30年5月25日に森林経営管理法が新たな法律として可決成立し、平成31年4月1日に施行され、森林経営管理制度がスタートしております。

また、国民一人一人がひとしく負担を分かち合い、我が国の森林を支える仕組みとして森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律が平成31年3月31日に公布され、同年4月1日に施行されたところであり、森林環境税は、国内に住所を有する個人に対して課する国税で、税額は年額1,000円であり、市町村が当該市町村の個人の市町村民税の均等割の賦課徴収の例により賦課徴収することとしており、令和6年度から課税されることとなっております。

また、森林環境譲与税は、森林環境税の収入額に相当する額を総額とし、市町村及び都道府県に対して譲与するもので、都道府県には総額の1割、市町村には総額の9割が譲与されます。各市町村への譲与額は、当該譲与額の5割に相当する額を各市町村に存する私有林人工林の面積で、当該譲与額の2割に相当する額を各市町村の林業就業者数で、当該譲与額の3割に相当する額を各市町村の人口で案分して譲与するものであり、令和元年度から各市町村と各都道府県に譲与されます。森林環境譲与税の用途につきまして、市町村は除間伐などの森林整備や森林整備を行う人材の育成、確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備の促進に、都道府県は森林整備を実施する市町村の支援等に充てることとされております。さらに、法令で定めた用途どおり確実に執行するとともに、その実績をわかりやすく公表できるようにするため、市町村においては基金を設置し、事業の執行と財源の管理を求められております。このようなことから、本年6月議会において関係する予算について歳入歳出それぞれを補正し、また基金条例の一部を改正し、砂川市においても事業をスタートしたところであり、

続きまして、(2)今後の具体的活用方法についてであります。砂川市に交付される森林環境譲与税は令和元年度から3年度までが210万円、4年度から6年度までが310万円、7年度から10年度までが450万円、11年度から14年度までが580万円、15年度以降は710万円と見込まれております。今年度は、森林経営管理制度に基づき、手入れの行き届いていない私有林の現況調査と森林所有者の意向調査を実施することとしております。令和2年度は、その調査の結果不明であった所有者の追跡調査を実施するとともに、今年度実施する森林の現況調査と意向調査の結果を踏まえ、森林の整備をどのように進めるか検討いたします。令和3年度以降は、整備の対象となる森林の除間伐などを進めたいと考えているところであります。なお、安定的に事業を行うため、森林環境譲与税の一部を基金に積み立てて、令和2年度以降の事業に充当し、活用することとしております。

続きまして、(3)市内の林業の現状と振興策についてであります。森林には国有林と民有林があり、砂川市内の森林は全て民有林であり、合計面積は2,865ヘクタールであります。そのうち、砂川市が所有する森林は137ヘクタール、私有林は2,728ヘクタールであります。また、植林により人の手の入った人工林は926ヘクタールで、全体の32%であります。また、林業の振興策につきましては、林業振興の担い手となる林業作業を受託する事業者は現在市内にはいないことから、砂川市も組合員である空知森林組合に協力を求めながら、市が所有する森林の整備、公的分収林の整備を行うとともに、未来につなぐ森づくり推進事業も活用しながら、私有林所有者の森林整備に係る負担軽減を図り、今年度からスタートしております森林経営管理制度に基づく森林整備を進めるなどにより林業振興を推進してまいりたいと考えているところであります。

○議長 水島美喜子君 市民部長。

○市民部長 峯田和興君 (登壇) 私から大きな2、中学生までの子供の医療費無料化制度拡充についてご答弁申し上げます。

乳幼児等医療費の助成につきましては、北海道医療給付事業及び砂川市福祉医療費助成条例に基づき実施をしているところであります。北海道の医療給付事業での助成内容は子供の年齢及び世帯の所得等により異なり、3歳未満は初診時一部負担金のみの負担で、3歳から小学生まででは入院のうち、非課税世帯は初診時一部負担金のみの負担、課税世帯は医療費の1割負担、外来は3歳から就学前までが入院と同様な負担となるものであります。市においては、平成24年8月から独自の拡充策として就学前の医療費の自己負担分を全て無料化してきたところであります。

全国的な実施状況につきましては、厚生労働省が公表している2018年、平成30年4月1日現在の調査結果によると、所得制限や一部負担金の有無など助成制度に違いはありますが、都道府県における助成対象年齢の範囲は就学前が最も多く、前年度調査から変化が見られないのに対し、市区町村においては中学校卒業までの15歳の年度末が最も多く、18歳の年度末まで拡大する動きが広がっており、多くの市区町村で都道府県の補助基準より対象年齢を拡大している傾向にあります。道内の市における状況では、砂川市と同様に就学前まで拡大し、全て無料化しているところは6市、一部負担はあるが、就学前まで拡大しているのが4市、一部負担や年齢の違いはあるが、小学生まで拡大しているのが9市、15歳の年度末まで全て無料が3市、一部負担はあるが、15歳の年度末まで拡大しているのが5市、18歳の年度末まで全て無料が3市、4市は北海道と同様のままの助成制度で、拡大はされておられません。

一方、国においては、自治体が独自に子供の医療費を助成している場合、受診拡大につながり、市町村国保の医療費かふえる波及分については医療費の国庫負担金を減額する措置がとられておりましたが、平成30年度から未就学児までを対象とする医療費助成については減額措置を行わない取り扱いとし、その際には減額措置見直しにより生じた財源に

については各自治体においてさらなる医療費の助成の拡大ではなく、ほかの少子化対策の拡充に充てていただきたいとの内容の通知が出されているところであります。

このような状況において、本市における子ども・子育て支援につきましては、子供医療費の無料化を含め、ほかの子育て支援策の充実等を総合的に勘案し、現在の助成内容となっているものであります。少子化対策の一環として子育て世代に対する支援を一層推進する必要があることは十分認識しているところでありますが、医療費無料化の拡充は多額の経費が必要となるものであり、毎年継続的に実施することによる財源確保の問題など、慎重に判断しなければならないものと考えております。また、本来居住する地域によって子供の医療費負担が異ならないよう、国全体として取り組むべき課題であると認識しておりますので、国や北海道に対して今後も継続して制度拡充の要望を行っていきたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長 水島美喜子君 高田浩子議員。

○高田浩子議員 それでは、順を追いまして再質問をさせていただきたいと思っております。

まず、林業振興対策について質問させていただきます。森林環境税は、国内に住所を有する個人に対して課する国税で、国民1人当たり1,000円ということで先ほどお話がありました。その課税対象者は、先ほど国民1人とお伺いいたしましたが、子供を含む全市民なのか、世帯なのか、もう一度詳しくお知らせいただければと思います。

○議長 水島美喜子君 経済部長。

○経済部長 福士勇治君 森林環境税の課税対象者のことだと思います。森林環境税の対象者につきましては、市民税の均等割が課税されている方ということで、一般的には給与所得者が対象となります。ただ、法律の中で非課税というところがありまして、非課税の対象者としたしましては生活保護を受けていらっしゃる方、あるいは障害者、未成年者、女性の寡婦、男性の寡夫、または単身児童扶養者、所得要件があるのですけれども、こういった方々も非課税となっておりますので、未成年者につきましては非課税になります。

○議長 水島美喜子君 高田浩子議員。

○高田浩子議員 お話はわかりました。給与所得者についてなのですけれども、初任給等の関係で給与所得が少ない方もやはり対象になるということで、その点については問題なのかとは思っているところでございます。ですが、基金をつくるなど、先ほどのお話によりますと交付金がふえていって、基金もつくって長期的に段階を踏んでやっていきたいというお話でしたので、さらに有効活用をするよう努力していただきたいと思っております。

次に中学生までの医療費無料化制度の拡充について再質問させていただきます。先ほどお話の中に道は、国はというお話がありましたけれども、3年ぐらい前にも同じような内容で質問されているかと思いますが、そのときと答弁がそれほど変わっていないというのが私の聞いた内容でございます。それで、国はという根拠にならないと私は思いまして、市の子育て支援の一環として、先ほどから申しておりましたけれども、毎年毎年の市の負

担になると、そういうことで3年前には医療費無料化よりも先にやることがあるというようなお話もありましたが、それからもう既に年月もたっております。まず、来年度から例えば小学3年生まで、そして6年生まで、そして中学生までと、すぐにできないのであれば段階を踏んで進めていくことが必要かと思われませんが、市長のお考えをお伺いいたします。

○議長 水島美喜子君 市長。

○市長 善岡雅文君 (登壇) 私から中学生の医療費無料化をなぜしないかという背景も含めてご説明を申し上げたいと思います。

まず、今国の中で一番問題になっているのは、毎年1兆円ずつふえていく医療費、社会保障費をどう抑えていくかというのが国が一番頭を痛めているところでございます。この無料化を実施することによって、波及効果を含めると850億円ほど医療費が膨らむという結果が出ております。各市町村それぞれ子育て支援の方法として、他市もやっているから、他の町がやっているからという波及がありまして、続々と医療費の無料化を高校生までやっているところもございまして、中学生までがほとんどだと思っておりますけれども、それがふえてきている。

砂川市もお母さんたちにヒアリングをしたときに一番最初に出たのは、ほかのまちのように医療費の無料化を砂川市もしていただけないでしょうかと。ただ、私のほうで申し上げたのは、医療費の無料化をすることによって砂川市の医療費もふえていくと、それが砂川市の負担、ひいては国民健康保険における市民の皆さんの負担もふえていくと。だから、私はそういう方法ではなくて、同じ額、またはそれ以上のものをほかの政策のほうで軽減しますということで、子育て世代のお母さんたちと話し合い、3カ所ぐらいでやりましても、その中でそういう話をしてきまして、27年から私が子育てにかけたお金は7,000万です。異常に大きい金です。それは、紙おむつをただにしてみたり、保育所、それから幼稚園も含めて第2子半額、第3子を無料にすると、これも所得制限もかけない、それから年齢制限もかけないと。一般的には小学校3年生を上の子が超えてしまうとその対象にはならないのを砂川市は年齢を超えてその対象にしている。その総額は7,000万というすごく大きい額で、どちらかという砂川は子育てに対してお金を支出しているほうです。

ただ、1点やっていないのは、無料化だけはやっていないと。砂川市の国民健康保険は、下から5番目に低いのです。それは、これをやらなかったというわけではない。医療費の無料化をやっていないから、その波及効果が出てこないし、ペナルティーも受けていない分と、砂川市が健康に対して取り組んだことによって砂川市の医療費全体がふえていかないと、そういう政策。介護保険料も特定健診を、道内で3番目に高い率ですけれども、やることによって介護保険料は全道で4番目に低いと。そういうのを政策の根幹にしながら、負担がふえないようにしながら子育てをやっていくと、無料化ではなくて違うところにや

っていくほうが、砂川市で中学校までやれば2, 800万ほどふえます。その額を違うほうに持って行って支援をしている。だから、どちらかというに出ていく金は砂川市はすごく進んでいるほうなのです。ただ、安易にみんなもやっているからといって無料化にいくというのは、私は国民健康保険でほかの人たちに負担が行く、そういう政策ではなくて、同じ額を違うほうに支出してきて、お母さんたちの負担を軽減してきたのが実際でございまして、それはお母さんたちにもお話をしていますし、お母さんたちも砂川のメニューはすごく多いですねと、わかっている人には言っている。

ただ、ほかのまちが全部やるものですから、砂川も一部だけでも市長、やっていただけないでしょうかというのは今でも言われます。非常に苦しいところで、扶助費、子育てとか社会保障費に係る金というのは一度やると削減がなかなかできない予算でございまして、私が30年から地方創生の中でやった7, 000万というのは固定的にずっとそれが続いていくと。ですから、もし交付税が落ちるときになるとそれがすごく重荷になったりするときに、国民健康保険にも影響が出るような政策を本当にやっていいのだろうか。それは、違う人たちに負担が行ってしまうと。だから、行かない方法の軽減策を私はやったということでご理解をいただきたい。そんなに砂川市は冷たいわけではなくて、メニューはいっぱいあって、それ以上のお金は出している。ただ、情勢がどうなるかというのは流動的であって、私はそういう考えで今まで進めてきましたけれども、国保の関係とかいろいろ調べながら、お母さんたちの要望の多い全額でなくても一部だけでもという部分については子育て支援の中で今後も検討していきたいと思っております。

○議長 水島美喜子君 高田浩子議員。

○高田浩子議員 先ほどの市長の答弁にもありましたけれども、なぜしないかという理由ではなく、する理由を見つけていただきたいと思えます。毎年負担がかさむからとか、子供の数がこの近隣の市町村では多いからでは済まされない。全国的に見ると、砂川市は市としてはそれほど大きな市ではございません。全国で90%近くの自治体が進めていることとございます。国の政策を待っていてはだめだと思えます。まず一歩進みませんか。日本は、これまで公費を子供のために余り使ってこなかった。子供が置き去りにされていた現状が最近少しずつ多くなってきてはいるのですけれども、砂川市の人口減も福祉に力を入れることによって人口増が図られるのではないかと。お金の使い方の優先順位を考えるべきと思えます。砂川の未来は、20代、30代、40代の中学生までの若い世代の親世代、そして子供たちです。その子供たちに使うお金です。それも病院に行くためのお金です。

そして、砂川市は、先ほど市長も子供のためにはお金を使っているというお話でございましたけれども、公園のまち、そして子どもの国があって、そして病院にも医療にもとても力を入れている自治体でございます。その自治体でなぜ子供の医療費がなかなか進まないのか。まず、一歩進んで、やる、やらないではなく、一歩進んで入院を中学生まで無償

化する。それから始めてみるというお考えはありませんか。市長、お伺いします。

○議長 水島美喜子君 市長。

○市長 善岡雅文君 高田議員に懇切丁寧に説明したつもりなのですが、お母さんたちの負担を軽減する方法はいろいろな方法がございますと、それは医療費がかからない方法もあるし、それ以外に紙おむつを無料にする、ごみ袋も無料にするだとか、保育所へ入ったときの第2子、第3子にはすごくお金がかかる。それを半額にしたりただにするのは、物すごいお金。一番かかっているのは保育所、幼稚園に係るそういう軽減措置なのです。そういう負担の大きいところを私は優先して軽減して、お母さんたちの負担を減らしてきたと。だから、医療費を減らすか、そちらをやるかのどちらかの違いだけなのです。私は、医療費ではないほうを選んで、波及効果のないところを選んだと。医療費をやることによって国民健康保険に対するペナルティーで保険料が上がって、保険料が上がるのを国保に入っている人が負担するのは、私はそちらのほうもまずいと。

だから、お母さんたちを軽減するには医療費ではなくて違うところを軽減して、国保に波及しないような方法で、国保が上がらないという方法を私は選択したということで、どちらかというとなんか安易にほかのまちもやっているから、うちも言われるから無料化する。みんな右へ倣えて進んでいって、各市が財政難になって、国に対して制度化してくれというのが全国市長会、または全道町村会、全国町村会が要求しているのですけれども、国はねつけています。あなたたち金があるから好きにやったのでない。それについては、国は制度化する気はない、国は社会保障費を抑えるのが命題だから、金のあるところはやったのでしょという言い方で、私は国保に影響を及ぼしたくない。国保は下げていきたい。そのためには健康に力を入れながら、子供たちの分も心配すると、子供たちは医療費ではなくて違うほうで軽減策をとったという考え方だけのご理解していただきたいのです。砂川市の額7,000万といたら、この辺の近隣を調べてもらったら結構です。すごい額を地方創生の中で私はお金を出してきました。

それもお母さんたちには喜ばれているけれども、お母さんたちの言い方は、いろいろなことを砂川市はやってくれて、メニューもいっぱい、この辺では一番多いのだけれども、ほかをやっているから、医療費も全額とは言わないけれども、最近是一部だけでもやってくれないでしょうかという話は出ていました。というのは、全額ではなくて例えば半分でも何ぼでもいいですから、やってほしいというのはじかに聞いておりますけれども、それらについては予算の関係も大きいのですから。それをやると、ほかのほうをやってしまったために、それをやることによって1億ぐらいの金が砂川市から出ていくと、恐らく砂川市はほかの事業をやるのに影響が出てくるのではないかというのを私は心配しているものですから、だから医療費ではないほうでお母さんたちの負担を軽減したというところだけは理解してください。そうでないとこの話は後に続いていかなくなるものですから。だから、国保を上げたくないのもきちんと理解してください。北海道の市の中で5番目に低いとこ

ろに抑えているということは、医療費をなるべく上げないようにしながら、そのためには健康教室だとか介護教室をやったりして悪くなる人を防いでいって、特定健診を徹底してやっていくことによって8年間でやっと特定健診の率が全道の市の部で率が3番目に高いと。それで、介護にかかる人の介護2から5までの人の割合が空知の中では一番低い。やることによって効果だってあって、介護と医療費については多少抑えることができることによって砂川市はいろいろな事業をやれるというのがございますので、そこだけは理解していただきたいと思います。

○議長 水島美喜子君 高田浩子議員。

○高田浩子議員 市長の答弁にもありましたけれども、医療費は節約するものではないのです。結局医療費がかかることによって、薬も1回飲むのをやめようとか考えておられる保護者の方々がたくさんおられます。国が、道がと待っているのではなく、子育て支援の一環としてやっていただきたいと思いますが、新聞では過剰な受診の要因となるということで指摘をされたりしておりますが、全国保団連の調べではゼロから19歳が通院した際の診療報酬明細書の件数は平成2年から17年の間は1,200万件前後で横ばいのまま、そして過剰受診になっているとは言えないのが現状です。同年齢の時間外の受診に関しては減少している。それは、助成制度の拡充で子供が早目に受診ができる。そうなった上で病気の重症化が少なくなっていると言われております。

それとあわせまして、所得段階の貧困層の方々が虫歯の有病率が高いということが公的調査でわかっております。国の制度が悪いと私も思います。ですから、国が、道がといて待っているのではなく、まず市が子供たちのために、子供の医療のためにお金をかけるべきではないかと。そして、近隣の市町村ではほぼやっております、滝川市と砂川市がまだ行っていない市町村でございます。中空知、空知が一体となって子供医療にも取り組む、その前段階といたしまして砂川市は滝川市よりも一歩先に進めるべきではないかと思っております、先ほどからの市長の答弁にもありましたけれども、何に一番に市の財源を使うべきか、子育てにももちろん十分使っておりますという市長の答弁でございましたけれども、医療費は子供の命を守る大切な問題です。その医療費よりも、大切な市の財源を何に使うべきかということでの市長の考えをもう一度伺いしたいと思っております。

○議長 水島美喜子君 市長。

○市長 善岡雅文君 何回もお話ししているのですがけれども、要するにお母さんたちの負担を軽減する方法はいろいろな手法があって、医療費を中学校までやると2,800万円ぐらいのお金がかかるのです。でも、2,800万以上の金を違う方法でお母さんたちの負担を軽減したと。お母さんたちの負担は軽減になっているのです、医療費以上に。ただ、医療費は個人差があって、よくかかる人とかからない人がいて、子供を育てていく、またはもう一人産もうかなという動機づけであったら、2人目、3人目にやったほうが、負担がかからないようにしたほうが安心して子供をつくれるのではないですかと、動機づけは

そちらのほうが強いでしょうと。

一般のお子様を持っている世帯の人たちの負担は間違いなく7,000万出して軽減しています、負担は低くなっているのです。それが医療費で低くなるか、違うところで低くなるかの違いで、そちらのほうをやっていて、医療費をやってしまうと、いいのですよ、やったほうが砂川市は楽で、みんながやっているからと。でも、右へ倣えの政策が本当にいいのかといたら、今みんなが苦しんでいるのは、全道町村会が国に要望しているのは、それをやることによって財政負担が大きいから、国で制度化してくれと。だけれども、国の言い方は、あなたたちは財源に余裕があってやったのではないのと、国のほうでは社会保障費を抑えるためにその制度を国でつくる考えはないと。だから、自己負担でどうぞ続けなさいと、それが国の考え。だからといって、それをよしとしているわけではないのです。

私は、医療費ではないところで皆さんの軽減策をやった。だから、お母さんたちの負担は軽減になっているのです。医療費ではないけれども、違うところで。紙おむつがただだったり、ごみ袋がただになったりとか、保育所の負担を1割軽減して、さらに2子を半額、3子を無料にするとか、そちらの経費でお母さんたちの負担、家庭の負担を軽減してきた額が7,000万ほどになっている。だから、中学校までの医療費無料化よりもっと多くの金をお母さんたちにつぎ込んで、子供を産みやすい環境をつくりましょうということをお母さんたちから言っているのですけれども、国がどうのこうのではないのです。国がやったから、隣の町がやったからは私は関係なくて、砂川市を安定的にもたせていくための子育ての政策はどれが一番いいのか。

私は、少なくとも国保に波及させるようなやり方はしたくないと。国保の負担が上がれば、高田さんは国保料が砂川は高いと質問されるでしょう、過去にも言っていますけれども。だから、私は健康に力を入れて、医療費を落とすことによって砂川市の国民健康保険は全道市の中で5番目に低くして、介護保険料も全道で4番目までに低くしたのです。それは、市だけでなく、町内会なり、保健師なり、運動士だったり、包括支援センターだとか、そういうところの人たちが一体となってやることによって下げたのです。だから、乳幼児無料をやって、ほかに波及するようなことをやってはいけないと。みんながやっているからやるということは絶対だめです。安易です。みんながやっているから、議会で言われないうちに同じ政策をやっていけば、それで済むかもしれませんが、私は一歩進んでそうではないところにお金をつぎ込んで、それ以上の負担を軽減してきて、かつまた国民健康保険も下げる。ここのところだけ理解してください。全部とは言いません。以上でございます。

○議長 水島美喜子君 高田浩子議員。

○高田浩子議員 先ほどから答弁をいただいておりますが、20代、30代の給与が少ない。そして、結婚するに当たり、特典が多い自治体へ引っ越す方がふえております。そし

て、病を抱えて病院へ行かなければならない家庭がとても苦勞しております。そして、病弱な子供を持つ保護者はやむを得なく引っ越しも考えております。車があるので、都市部へ住まなくてもいいという傾向もあります。どれが一番大事か、本当に子供の命を守る、安心して病院で治療を受けられる施策を考えていただけないかと思っておりますが、先ほどの財源を使うべきかというお話についても市長からも答弁をいただきましたが、この空知が、そして砂川市が、そして滝川市よりも一歩早く、砂川市の財源をほかに利用しているというお話を、子育てにも利用しているというお話をお伺いしましたが、きのうの私の質問にありましたけれども、まだ保育料に関しましても保育の給食費の無償化には至っておりません。でも、ほかの自治体では保育の無償化の部分の給食費も行い、さらに医療費の無料化も行っているということです。本当に病弱な子供を抱える保護者の方々が苦勞している。そして、病院を節約しなくてはいけない。そういう子供たちの未来のために一番にやらなくてはならない課題だと思いますが、施策としての考えは今後ないのか、もう一度お伺いいたします。

○議長 水島美喜子君 市長。

○市長 善岡雅文君 私の基本的な考え方は変える気はございませんけれども、1回目の答弁でお答えしたのは、一部だけでもという声は確かにお母さんたちからあると。それを今まで7,000万ほどの経常経費を上げるということは、市町村にとってはそれだけでなくいろいろな政策があるわけでございまして、制約を受けていてもそこに投入したということですから、それも踏まえると一概にすぐここでとはなりませんけれども、お母さんたちの要望がある以上は、話し合いの機会私は持っていますので、お母さんたちと子供たちの現状はどうだと。現実には言ったことを全部やっていただいて市長には感謝していますという言葉も私はいただいておりますけれども、そういう人をもってしても、これも一部、全額とは言いません。一部でもやってくれると助かるのですという声は1回目で私はお答えしたつもりなのです。これを固定する気はございませんし、柔軟性を持ちながら、財政状況を見ながら考えていければと思いますということを行ったつもりですから、そこでご理解してもらわないとこれ以上何回やっても解決しないので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 水島美喜子君 質問でしょうか。

○高田浩子議員 いいえ。これ以上は平行線なので、これぐらいにしておきますが、市長の今の答弁にもありましたように、一歩ずつ、少しずつという方向性も考えているというお話でしたので、ぜひとも来年度から、滝川市より早く、一歩早く、一歩進んだ政策を行っていただきたいと切に思います。

ありがとうございました。

○議長 水島美喜子君 多比良和伸議員の質問は休憩後に行います。

10分間休憩いたします。

休憩 午前11時09分

再開 午前11時18分

○議長 水島美喜子君 休憩中の会議を開きます。

多比良和伸議員。

○多比良和伸議員 (登壇) それでは、通告に基づきまして一般質問をさせていただきます。

大きな1、児童玄関前防犯カメラの設置について。昨今全国的に学校周辺における凶悪犯罪が散見されています。また、管内においても毎日のように不審者情報が教育委員会を通じ、メールで来ています。各学校では児童の安全対策として玄関の施錠をするなどして対応しておりますが、保護者からも不安の声が出ています。

そこで、児童玄関に防犯カメラを設置して犯罪の抑制、不審者対策としての啓発、保護者への不安解消を行う考えがないのかお伺いいたします。

大きな2点目、教育費の保護者負担軽減についてであります。

(1) 施設見学の際のバスの無料化または補助について。現在校外学習として市内外の施設へ見学を行っておりますが、その際のバス料金を現在は保護者が負担しております。バス経費への補助ができないのかお伺いいたします。

(2) 学習費の負担軽減について。毎年1月、5月、9月に学習費として主に印刷関係の消耗品費として徴収されています。予算をふやし、負担を軽減することができないのかお伺いさせていただきます。

大きな3点目、教育環境整備についてということで、(1) 校舎内のワックスがけについてです。現在不定期に行われている校舎内のワックスがけを2年に1回など定期的に実施することができないのかをお伺いします。

(2) 市内小中学校への計画的な楽器の購入、修理についてです。現在PTAから補助を出し、修理等を行いながら活動しておりますけれども、大きな楽器等の更新は長年据え置かれており、老朽化しています。計画的な更新ができないのかをお伺いしたいと思います。

○議長 水島美喜子君 教育次長。

○教育次長 河原希之君 (登壇) 初めに、大きな1、児童玄関前防犯カメラの設置についてご答弁申し上げます。

不審者情報につきましては、市民から寄せられた不審な人物に関する目撃情報等を警察、学校、教育委員会等の関係機関が速やかに共有できるよう、空知管内で発生した場合、教育局を通して通報する体制をとっており、今年度8月末までに29件、うち市内で1件が発生している状況にあります。また、学校周辺における犯罪につきましては、今年度も川崎市で登校中の児童等が殺傷されるという事件が発生しており、児童生徒の安全確保の重要性が増してきているところでもあります。

学校施設における防犯対策につきましては、来訪者が不審者でないことを確認するための対応や不審者が侵入した場合に児童生徒等の安全を確保するために即応できる校内体制の構築が日ごろより求められております。このような状況の中、市内小中学校におきましては学校安全計画や危機管理マニュアルにより児童生徒の安全確保に努めているところであり、児童生徒が校内で学習している時間帯については児童生徒玄関を施錠し、入校者を識別して管理する体制をとっております。また、児童生徒が登下校する時間帯につきましては、校内外に児童生徒が散在することとなるため、教職員が可能な範囲の中で見守りを行っております。

防犯カメラの設置につきましては、来訪者の確認や不審者の侵入抑止に一定程度の効果が期待されますが、個人のプライバシーや保護者の意見についても考慮する必要があり、空知管内における他の自治体の設置状況も勘案しながら児童生徒の安全確保に係る総合的な観点でその必要性について検討してまいりたいと考えております。

次に、大きな2、教育費の保護者負担軽減についてご答弁申し上げます。初めに、(1)、施設見学の際のバスの無料化または補助についてであります。市内小中学校では校外学習として市内または市外の施設見学等で利用するバスの借り上げ料について保護者に負担していただいております。具体的な金額について昨年度の実績を申しますと、小学校では見学先が市内または近隣市町などの1、2年生で平均約1,700円、札幌市または旭川市を見学した3、4年生で平均約2,300円となっております。5年生は全校でネイパル砂川での宿泊学習を実施しており、そのバス代は全額を公費で支出しております。また、中学校では、砂川中学校1年生が旭川市を見学先として約1,900円、2年生では砂川、石山両中学校ともに宿泊学習を札幌市で行い、平均で約3,500円の負担となっております。バス経費の補助についてであります。修学旅行を含め校外学習に係るバス代は、北海道教育委員会が定める道立学校の教育活動費に係る公費、私費負担区分基準では私費に区分されるものであり、公費につきましては地元での宿泊学習を行う小学校5年生及び要保護世帯などに支出しているところであり、今後とも保護者負担の状況を考慮しながら、負担を軽減することができるのか検討してまいりたいと考えております。

次に、(2)学習費の負担軽減についてであります。市内小中学校では全ての学年で学習教材としてのテストやドリル、または実習費用等について保護者に負担していただいております。具体的な金額について今年度の状況を申しますと、学校、学年により異なりますが、小学校ではおよそ5,000円から1万円、中学校ではおよそ7,000円から1万7,000円となっております。学習費の負担軽減につきましては、学習教材等は児童生徒が個人で所有し、使用することやその成果物が個人に還元されることから、校外学習のバス代と同様に私費に区分され、公費の支出については要保護世帯など一部に限定しているところであり、今後とも学習費の負担軽減について保護者の負担状況を考慮し

ながら、負担を軽減することができるのか検討してまいりたいと考えております。

次に、大きな3、教育環境整備についてご答弁申し上げます。初めに、(1)校舎内のワックスがけについてであります。市内小中学校のワックス塗布については、光沢による美観効果に加え、滑りどめによる児童生徒の転倒防止や床の延命につながることから、従前より実施しておりますが、平成20年度からは毎年度1校ずつ定期的に行っているところであります。ワックス塗布は、校舎の廊下、玄関、階段スペースに樹脂ワックスを使用し、体育館には耐久性にすぐれた水性ウレタンワックスを使用しており、学校は面積的にも大きな施設であることから、直近7年間の中では最も低額であった空知太小学校で約60万円、最も高額な砂川中学校で約108万円の委託料を支出しております。

ご質問の2年に1回など定期的な実施につきましては、現状として7年に1回のワックス塗布を実施しているところでありますが、各学校の施設状況を適宜確認するとともに、児童生徒の安全確保に係る観点も勘案し、学校管理に要する経費全体の中で検討してまいりたいと考えております。

次に、(2)市内小中学校への計画的な楽器購入、修理についてであります。各小中学校では、音楽等の授業で使用する楽器について新規に購入する場合は年度当初に配当している教材備品費の中で対応し、修繕を要する場合には教育委員会と協議することになっております。また、小中学校の吹奏楽部での活動に要する楽器については、保護者会の積立金や生徒会、PTAからの賛助金等により、新規購入あるいは修理を行っている状況にあります。楽器等の計画的な更新につきましては、昨年度に各小中学校に対して楽器に関する要望を聴取した結果、鉄琴、木琴、琴、ティンパニー、ホルン、チューバなど10万円を超える楽器の更新を望む回答があったところであります。これらの楽器に係る計画的な更新については、使用頻度や教育的効果、必要性の度合いなどさまざまな観点から内容を精査し、検討してまいりたいと考えております。

○議長 水島美喜子君 多比良和伸議員。

○多比良和伸議員 それでは、順次再質問させていただきます。

まず、玄関前の防犯カメラ、今ほどのご説明では一定の効果があるのだろうけれども、今は小中学校の先生が中心になって見守りをしながら安全対策を図っていると、そういうようなお話であったわけなのですけれども、確かにそんな凶悪犯罪、特に学校に侵入だとか、この辺では起こっていないのですけれども、そういうニュースが全国を駆けめぐると、親御さんの中では不安に思うのが一番大きいことなのかと。その中で考えられる一つの抑止効果と、それから保護者に対する安心感であったりだとかということの一つの手法として防犯カメラを提案させていただいたわけなのですが、今のご説明で言うところだと、先生たちは今すごく忙しいらしいのです。世の中はみんな忙しいのかなと、病院も忙しいとか、いろいろなところで今忙しいから、働き方改革なんていう話が出ていますけれども、学校の先生もとにかく最近忙しいのだと、ここずっとですけれども。

それで、保護者説明会の中では、学校の生徒の評価の仕方も年3回から年2回に減らさせてほしいという話で、夏休みと冬休みの有効利用だということで、そんなに大変だったらそうしてくださいと。親からしてみたら、学期末というか、返ってくるはずの成績表が返ってこないことになるので、一抹の寂しさみたいのはあるのでしょうかけれども、ただ本来それが中学校に提出する成績表だということで、そういうものをしっかりと、親にも隠すことなく、ぼやかすことなく、見られるということになるので、それはそれでいいのかとは思いますが、そんなに先生たちが忙しい中で登下校時、または常時というところの不審者への目配りが本来実際的にご説明どおり果たしてできているのか、負担になってはいないのかということが心配になるわけなのですけれども、そのあたりの現状についてはどのようなご見解でいるのか。

○議長 水島美喜子君 教育次長。

○教育次長 河原希之君 まず、見守りに関して、今はカメラがついておりませんので、先生方の目配り、見守りということでご答弁申し上げますし、その中で基本的には学校の先生の児童生徒の安全確保というのは、まず校内に児童生徒がいる場合についてはそちらを優先して基本的には安全管理をすると、そういうことでありますけれども、全ての教員がそこに行くわけではなくて、先ほどご答弁させていただいたとおり、可能な範囲の中でということで残られた教員の中で、現実的には生徒玄関のほうに全ての教員がかなりの数で行くというわけではなくて、何人かの教員が行ける範囲で行って、そこに行った教員については現状としてはしっかりと子供たちが校門を出ていくまでは見届けていると、周辺も見ているという状況でございます。

それと、確かに今教員の働き方改革で、非常に多忙になっておりますけれども、今のところは先ほどの答弁のとおり可能な限りという範囲で、校内にも目配りをしないと行かない、それから玄関、外、帰る児童生徒にも目配りをしないと行かないといったことで、可能な限りということでやっておりますので、現段階で学校からこれが負担増というお話は来ていない状況でございます。

○議長 水島美喜子君 多比良和伸議員。

○多比良和伸議員 これはこの秋にPTAの中から要望として正式に上がってくるものの一つの項目でもあるのですけれども、PTAは保護者と、それから先生たちとあわせた中で要望をする内容ということなので、先生たちも負担が多いのかなと、実際問題は。だから、そういうことを要望として上げようということは推測できるわけなのですが、最近防犯カメラもすごく、車のドライブレコーダーとかを見ていてもわかるように、画像も鮮明であり、しかも安価になってきていて、そしてプライバシーの保護という話もありましたけれども、異変があったときに、要するにものが動いたときにだけ録画されて、それが積み上がっていくと。それが容量によって何か月前までさかのぼって見られるというものなのですけれども、そういうのがあるのが1つと、何かものとか物体が動いたときにアラ-

トしてくれると、チャイムが鳴ったりだとか、教えてくれる機能がついていたりとか、そのときだけ、誰か来たかなというときにそこから見るができる。

それが不審者に限らず、不審者ではなくても近隣住民の方だったりですとか、それから例えば遅刻してきた生徒、親が忘れ物を届けに来た。いろいろなことが想定されるので、職員玄関に真っすぐ行けばいいのでしょうかけれども、誰かが来たときには、しっかりと見ていなくてもすぐ把握することができるのだらうと。いろいろなことが想定される中で、防犯カメラというのが一番大事な重要なところなのだろうということ、名前としては防犯カメラということになるのでしょうか、親御さんたちに対する安心感が一番大きいのかということなのですからけれども、教育長に防犯カメラの関係で聞きたいのは、文部科学省も過去のいろいろな大きな事件をきっかけに安全管理に関する調査研究協力者会議の中で防犯システムの導入については議論されているのはご承知かと思うのですが、その中で一つの有用な施策だろうということで検討されております。教育長の考え方一つなのかということではあるのですが、いろいろな防犯関係は学校の行き帰りの見守りだったりだとか、市民の中から子ども110番に参加してくれているとか、いろいろな体制で砂川市は見守り活動がある程度できているところはあるのですけれども、それでもああやって人目を盗んで砂川でも1年に1回や2回は必ず不審者情報が送られてきますし、それを見ると、そんな人がこのまちにいるのかな、どこかから来たのかなというような内容の不審者の情報もありますので、親御さんにとっては不安は拭い切れない部分があるのかと。その中で教育長の安全対策に対する考え方を教えていただければと思います。

○議長 水島美喜子君 教育長。

○教育長 高橋 豊君 (登壇) ただいま防犯カメラの考え方ということでありましてけれども、もちろん防犯カメラが有用だという認識は持っています。ただ、これが市内全ての学校で今お話しされたように生徒玄関だけでいいのか、あるいはグラウンドに出るところの玄関、あるいは体育をしているときの状態になりますと、今現在は教員の見守りでお願いはしておりますけれども、ただこちらがご心配されるように児童生徒の安全の確保という観点からいきますと、どういう手法でこういうものを取り入れることができるのかどうかは防犯カメラに限らず、安心、安全な学校生活を送るということでは十分に検討はさせていただきたいと思います。

○議長 水島美喜子君 多比良和伸議員。

○多比良和伸議員 安全対策はどこまでやったってということも、要するに何かをしようとしていると見れば、一つ一つのハードルは全てあればあるほど起きない。確率は下がるのでしょうかけれども、だからといって完璧に起きないということもなかなか難しいのだらうと。あとは、市としての姿勢であったりだとか、親御さんたちに対してどういった形で安心してもらえて学校に預けてもらえるのだらうかということのバランスなのかという気はしますので、引き続き安全対策を総合的に考えていただいて、その中で有用であると

判断するのであれば設置いただきたいと思います。ほかの学校で設置しているところは、死角になる部分とか、学校周りのそういうところを中心に、目が届かない部分、そういうところには設置しているところも多くありますので、そのあたりも含めて、いろいろな学校でいろいろなつくりがありますので、状況に合わせた安全対策を考えていただければと思います。

次に、教育費の保護者の負担軽減についてのお話をさせていただきますが、まず初めにバスの関係ですけれども、毎年こんなものかなということで私も一保護者としてお金を払って、負担も必要かという部分もあるし、みんなでやることだからということもあるので、すけれども、補助もないので、全額学校教育という中で行われて、学校の先生たちも生徒によかれと、いい校外学習をさせてあげたいという中でいろいろなことを考えてくれて、その中でどうしても移動の手段はバスになるというところで、年に1回、2回行きたいのだということで、保護者負担をしてくれという話で、保護者もわかりましたと支払ってきているものなのですが、ほかのまちはどうなのだろうというのを最初に聞かせていただきたいと思います。

○議長 水島美喜子君 教育次長。

○教育次長 河原希之君 うちの市教委で把握しているのは、国道沿線の市で美唄市、滝川市、深川市といった状況でご答弁させていただきますけれども、この3市につきましてはいずれもスクールバスを所有しているという状況でございますから、基本的にはそのスクールバスを使うので、お金はかからないという状況であります。滝川市と深川市につきましてはスクールバスを所有していますが、範囲が市内限定ですとか、圏域限定ですとか、そういったものときに無料なのですが、そこから出る分については有料で、保護者負担というような状況として把握しております。

○議長 水島美喜子君 多比良和伸議員。

○多比良和伸議員 そうなのです。いろいろな話でスクールバスをつくらないかという一般質問も数多く見てきましたけれども、結局それがあつかないかということで親御さんに負担が行くのか行かないのかということが起きてしまうのだろうと。これは考え方なのですけれども、行かなくてもいいということにはならないとは思っています。砂川だけ校外学習がないというもおかしな話ですし、最低限の校外学習は生徒さんには受けていただきたいと思っておりますし、いろいろな近隣のいい施設だったりとか、製造工場、または消防などの安全管理の場所だったりとか、外に出ることで、いつも見ていない違う景色を見せることで子供の成長を促すということは教育上大変重要なことだと。砂川で暮らしている以上それにはお金がかかってしまうというのが現状なのか。

また、一方、(2)の学習費なのですけれども、こちらは周辺地域はどのような状況になっていますでしょうか。

○議長 水島美喜子君 教育次長。

○教育次長 河原希之君 学習費につきましても、先ほどと同じように近隣ということで美唄市、滝川市、深川市について状況を把握しておりますが、学習費についての公費負担はこの3市ではございません。3市については、全て自己負担でございます。

○議長 水島美喜子君 多比良和伸議員。

○多比良和伸議員 学習費は教育委員会の中で基本的には公費でなく私費負担の分野にくくられている部分、先ほど言われたドリルであったり教材であったりだとかということなのですが、ほかのまちもこちらについては保護者負担しておりますという金額。そんなに安くはないのです。

先ほどの医療費の話ではないのですが、そのまち、そのまちによってどこに重きを置くかということで、砂川の場合は実際みんなが公平にかかる親御さんの負担を少しでも減らすという中で、医療費を受ける人、受けない人、いろいろな方がいる中でやるのではなくて、みんなが公平にかかる費用の部分を目撃してきたのだというようなお話もありましたが、バス代に関してはスクールバスある、なしというところもあって、どうしても砂川はかかってしまうというところなのでしょうけれども、バスを維持するのは、過去のにも維持していたことが行革の中で、維持しなくて外に委託することのほうがいいたろうというような中で行われた部分なのだろうと認識しておりますけれども、これから何年後、わからないのですが、今いろいろな協議をされている中でひょっとしたらスクールバスを導入しなければいけないまちになるのか、もしくは年間契約でバス会社さんをお願いしなくてはいけないことになるのかという選択の時期が来るのでしょうか、このあたりをそれに先んじて少し、ほかのまちよりも負担がかかっていることもありますし、それはまちの考え方なので、保護者に負担をいただくのもいいのですが、兄弟が多かったりすると結構な金額に年間でするので、年がつながっている4人兄弟、小学校に一遍に行っている人もいますけれども、そういう人からしてみたら相当、年間各学年にそれぞれこれだけお金がかかってくることになりますので、そのあたりも含めて今後検討できないものを再質問させていただきたいと思うのですが。

○議長 水島美喜子君 教育次長。

○教育次長 河原希之君 1回目の答弁と重なりますが、保護者負担している状況、バスだけでもないと思われ。いろいろな学習費も出てきますので、保護者負担の状況をいろいろ勘案しながら、今後負担できるかどうかについて検討を進めてまいりたいということで、1回目の答弁と同じになりますが、そういうことでご理解いただきたいと思えます。

○議長 水島美喜子君 多比良和伸議員。

○多比良和伸議員 お金を集めるということは徴収業務が必ず出てくるわけなのですが、徴収業務に対する負担も先生方の中にはこれは結構大変ですと、何回案内してもお金を持って来ない家もあるし、最終的に未納になるところもあるし、そんな話もある

りますので、徴収業務に関しての軽減が考えられないのかというところなのですが、いろいろな形で、児童手当なんか、そういうみんなに当たる中から引かせてもらっているまちもあるようですし、そういうような手法を砂川も一部とっている部分もあろうかと思えますけれども、その中にこういったものを含んで徴収業務の負担を減らしてあげることではできないかどうか、そのあたりをお聞かせ願いたいと思います。

○議長 水島美喜子君 教育次長。

○教育次長 河原希之君 今徴収業務の先生方の負担という部分のご質問で児童手当のお話が出ましたけれども、法的には可能だということでありましてけれども、受給資格の申し出、申請というのにも必要でありますし、学校側にとっても、例えば児童手当からの納付と、それ以外の振り込みで落ちてくる納付だとか、そういう納付方法がそれぞれ異なってきた場合に学校業務の中でそういった事務が煩雑にならないかという部分もあろうかと思えますが、その辺も含めて調査研究はしてまいりたいと考えております。

○議長 水島美喜子君 多比良和伸議員。

○多比良和伸議員 こちらのほうはそのような形で積極的に検討していただきたいと思えます。

最後に、教育環境整備のところなのですが、校舎内のワックスがけで、お話の中では滑りどめに関する安全対策であったりだとか、転倒防止、それから床の延命につながることから実施しているということですが、そもそもワックスの効果は半年から1年間とどれを調べても言われているわけなのですが、今現在は定期的に、7校あるので、7年に1回というお話なのですが、そもそも児童生徒の転倒防止や床の延命につながるということでワックスを塗るのですが、そのワックスの寿命が半年から1年と。残りの6年間はまだワックスが切れた状態で、転倒防止にもならないし、延命措置にもならないと、その状況が続いている中で7年に1回という根拠がどうも腑に落ちないので、そのあたりはどういうような考え方なのか。

○議長 水島美喜子君 教育次長。

○教育次長 河原希之君 業者によるワックス塗布につきましては、7校ありますので、各年ということで7年に1回、1回目の答弁のとおりでございます。まず、体育館は水性ウレタンワックスという耐久性の強いワックスでございます、これも大体5年から6年もつということで、業者にも、今7年に1回ですけれども、いいとは言えないのですが、そのぐらいのスパんでぎりぎり体育館は大丈夫であろうというお話をいただいております。今度廊下と、それから階段部分なのですが、これについては水性ワックスということなのですが、7年に1度ということなので、各校で周期はまちまちですけれども、適宜教員、公務補が水性ワックスを塗って、それで6年間あきますので、ワックスがけを行って効果の一定程度継続をしている状況でございます。ただ、床の延命、転倒防止ということになれば、あくまで公務補とか教員がやるのは簡易的なものでございますので、専門業

者によるワックス塗布については、先ほどの1回目の答弁のとおりなのですが、状況を見ながら学校の管理経費の中で今後検討してまいりたいと考えております。

○議長 水島美喜子君 多比良和伸議員。

○多比良和伸議員 できない理由は、お金ということによろしいのですか。

○議長 水島美喜子君 教育次長。

○教育次長 河原希之君 お金という部分ではなくて、やれる部分についてはある程度自分たちでやるということで、今学校の中では6年間でやっていただいています。ただ、専門的なワックスの回数、今7年に1度ということですから、これについては検討させていただきたいと思います。

○議長 水島美喜子君 多比良和伸議員。

○多比良和伸議員 (2)なのですけれども、これも恐らくお金が問題なのだろうなと思って、同じくするわけなのですけれども、これもお金がかかる。大きい楽器、10万円を超える回答があったということで、お金がないので難しいという認識でよろしいのでしょうか。

○議長 水島美喜子君 教育次長。

○教育次長 河原希之君 楽器の購入につきましては、金額は先ほどご答弁させていただいたとおり高額という部分はありますが、高額という部分ではなくて、イベントで活躍されているいろいろなアンサンブルありますけれども、こちらは一応部活動ということでございますので、部活動につきましては学校教育活動の一環として位置づけられておりますので、そのほかの部活動の備品の兼ね合いも含めて、教育的効果や使用頻度などを含めて改めて精査をし、検討してまいりたいと考えているところであります。

○議長 水島美喜子君 多比良和伸議員。

○多比良和伸議員 結局いつもそういう話になるのです。ほかの部活動との兼ね合いもあるのでという話になるのですけれども、ほかの部活動の更新状況というか、必要なものというか、そんなにお金がかかるものというのはどういうものがあるのか、そこの兼ね合いになるのでしょうかけれども、もともと全体的な予算が少な過ぎるのではないかなという気はするのですけれども、ほかの例えばバドミントンの羽根だとか、ネットだとか、定期的に更新しなければいけなかったりだとか、卓球の台だとかの更新とか、いろいろなことがあるのでしょうかけれども、そういうものの今の更新状況というか、予算の状況というか、そのあたりはどのような感じになっていますか。

○議長 水島美喜子君 教育次長。

○教育次長 河原希之君 基本的には部活動と併用して使う授業の備品については計画的に、これは授業ですから優先してやっているという状況でございます。部活動につきましては、先ほども申し上げましたとおり、さまざまな部活動、お金がかかる部もあれば、それほどでもないという活動の部活動もありますから、これらについては同じ部活動という

位置づけであれば、ここだけ、あそこだけという形ではなくて、全体を見ながら、そして教育的効果も含めた内容であるかどうかの検証も含めて精査をさせていただきたいということ考えております。

○議長 水島美喜子君 多比良和伸議員。

○多比良和伸議員 まちの中で、その現状を察してというか、頼まれてというか、一生懸命楽器の更新にお手伝いしている団体もあるのですけれども、8年やっていますから、8年やって、細かいことは結構できるのですけれども、もうそろそろ大きいやつをどうだと、お願いできないのかと。昔市長の市民が頑張っていることであれば、その後市は黙っていてもできないことは最終的には市がやるのだというような話を信じてここまで8年やっていましたけれども、なかなかつかないと、そろそろどうなのかなと。我々ではどうしようもないのです。我々って言ってしまいましたけれども。

そこで、ふるさと納税の中に同じタイトルで教育環境の整備という項目があるのですけれども、現在例年どれぐらいの寄附があり、それをどのように活用しているのかを教えてくださいたいと思います。

○議長 水島美喜子君 教育次長。

○教育次長 河原希之君 ふるさと納税で教育費寄附金がありまして、直近3年間ぐらいの調べしかございませんが、ふるさと納税額は28年度で2,702万5,000円、充当先は学校の遊具、それから公民館の陶芸窯の更新など、29年度は2,067万657円で、全校に入れたタブレットに充当しているのと、それから遊具の関係で充当しております。昨年度はふるさと納税額が3,645万円で、遊具の修繕、設置、それから市営野球場の管理用機材の購入などに充当している状況でございます。

○議長 水島美喜子君 多比良和伸議員。

○多比良和伸議員 充当率はわかりますか。

○議長 水島美喜子君 教育次長。

○教育次長 河原希之君 充当率の押さえはないのですけれども、基本的にはタブレットなどは高額なものですから、そのときの1年間に入ったふるさと納税の額では対応しないで繰り越しの部分も含めて対応しておりますけれども、基本的には買う部分は一部の充当ということ考えていただければと思っております。

○議長 水島美喜子君 多比良和伸議員。

○多比良和伸議員 なかなかそれが見えないというのは、ふるさと納税サイトの各自治体の寄附項目があつて、それでさらにそれをどのようなものに使っているのかという報告がサイトには載っていないのです。そういうところにしっかりとそういうものを載せて、いただいた金額をこういうものに使いましたということは載せるべきだ。それは別な所管なので、そちらに向かって言っているわけなのですけれども、ただそういう教育環境の整備ということでお金はいろいろな地域からいただいている部分もあるのだろうと。その中で

いろいろなことでそのとき、そのときに応じて大きく使ったり、使わないで基金に回したりとかということも当然あるのでしょうけれども、ある程度今聞く限り3年間、2,000万以上のお金をいただいていると。その中で何とか、砂川の吹奏楽の関係は砂川市のイベントや事業だとか、交通安全集会や消防の演習だとか、いろいろな場面で公共性のすごく高い分野だと思うのです。そういうところで部活動には来てもらいたいけれども、楽器は更新しませんというような形をずっとやっていくのもいかなものかという気がするのですけれども、あくまで部活動の一環として、今までどおりの考え方がなかなか難しいのだということなのではないでしょうか。最後教育長にお伺いしたいと思います。

○議長 水島美喜子君 教育長。

○教育長 高橋 豊君 吹奏楽等の楽器についてのご質問でありますけれども、このところは昔から、今現在もそうですけれども、大きな金額が、それも複数校で動くということがありますので、定期的に必ず買うのは非常に難しいのですが、ただ必要に応じて、これも期間は開いていますけれども、購入をしている経過もありますので、このところは、今ふるさと納税というお話もありましたけれども、ここに全て活用できるかどうかは少し別にしても、楽器購入については、時期の明示はできませんけれども、今までも検討を十分してきておりますので、要望に応えられるように検討はしてまいりたいと思います。

○議長 水島美喜子君 多比良和伸議員。

○多比良和伸議員 今まで質問したことは、PTAの会議の中でもいろいろ話題となって出てきたものについての質問なわけなのですが、質問状は毎年出すのですけれども、明確な答えをいただけないと。学校の先生にはしているのかもしれないのですけれども、どちらかというところ上げっ放し、一つ一つの項目についてどういう理由でことはそれができないのだということの回答がないと、PTAでいろいろな議論をするのですけれども、またことしも無駄なのかという空気があるのです。皆さん子育ての中で時間を割いてPTAの中でいろいろなお話をしていただいているわけなのですけれども、それを出す一方ではなくて、できない理由も含めてでもいいのですけれども、こうやって私がここで質問することなく、しっかりそこで回答していただけるような環境を要望して、終わりたいと思います。

○議長 水島美喜子君 小黒弘議員の質問は休憩後に行います。

午後1時まで休憩いたします。

休憩 午後 0時01分

再開 午後 1時00分

○議長 水島美喜子君 休憩中の会議を開きます。

小黒弘議員。

○小黒 弘議員 (登壇) それでは、一般質問を始めます。私は、1点のみ、砂川市立病院のあり方についてお伺いをいたします。

市立病院の広報紙「ひまわり」2019夏号に以下のように書かれています。砂川市立

病院は、地域センター病院、救急指定病院に指定されており、中空知圏外からも救急患者が搬送されています。少子高齢化により、患者集中と医師不足問題は当院にも医師の過重労働という深刻な状態としてあらわれています。このまま患者数がふえ続け、医師の増員が困難な状態が続くと、当院は地域センター病院としての役割を担うことが困難となり、中空知医療圏の医療提供体制崩壊につながってしまうと言っても決して過言ではありません。医師数をふやすことが困難である以上、当院では外来患者数を減らすしか方法がないという結論に至りました。このことは今後の市立病院のあり方に不安を感じさせることでありますので、以下について伺いをいたします。

まず、1点目、医師不足による医師の過重労働についてを伺います。

細かい1点目としては、現段階において医師数をふやすのは困難なのか。

2点目は、医師不足は各診療科に見られる状況なのか。

(1)の3点目としては、国の進める医師の働き方改革が市立病院に及ぼす影響についてを伺います。

2点目として、外来患者を減らさなければならない現状についてを伺います。

まず、1点目は、各診療科で外来患者を減らさなければならないのか。

2点目、外来患者を減らすにはどうしようと考えているのか。

3点目、外来患者減少は経営を悪化させることにはならないのか。

4点目は、平成30年度決算における外来患者数は25万7,530人だが、どのくらい減らす必要があるのかを伺います。

3点目として、中空知の医療体制が崩壊しないための方策についてを伺います。

まず、1点目、中空知地域医療構想調整会議の現状についてを伺います。

2点目は、今後中空知の医療を守るために調整会議はどのように進んでいくのか。

そして、最後、3点目として、中空知地域医療構想の中心を担う北海道の動きはどのようなのかを伺います。

以上です。

○議長 水島美喜子君 病院事務局長。

○病院事務局長 朝日紀博君 (登壇) 大きな1の砂川市立病院のあり方についての(1)医師不足による医師の過重労働についてご答弁申し上げます。

初めに、①、現段階において医師数をふやすことは困難なのかについてであります。当院の医師確保は主に道内の医育大学である北海道大学、札幌医科大学、旭川医科大学の協力のもと医師確保に努めておりますが、平成16年の新医師臨床研修制度の導入以降、研修医は大学医局に属することなく自由に研修病院を選択できることになったことにより、医育大学の医局員数が減少し、当院のみならず多くの病院が医師確保について苦慮しているところであり、当院においても近年医師の異動後後任が着任されない診療科もあり、現段階において医師数をふやすのは困難な状況にありますが、安定的に医療提供できるよ

う、医育大学への働きかけのほか、当院のホームページでの募集掲載や民間求人サイトを活用して引き続き医師確保に努めてまいります。

次に、②、医師不足は各診療科に見られる状況なのかについてであります。当院の標榜診療科は25科で、医師数は9月1日現在で常勤医師数が74名、非常勤医師3名、臨床研修医18名、合計で95名で診療を行っているところであります。各診療科において決して全診療科が医師不足となっている状況ではございませんが、診療科別による時間外労働の1人当たりの平均が多い診療科は内科、循環器内科、脳神経外科、放射線診断科、麻酔科となっております。また、配置人員が1人体制の診療科については、乳腺外科、放射線治療科、放射線診断科、救急科、リハビリテーション科で、このような診療科においては医育大学や他の医療機関からの出張医師を要請し、診療に支障がないよう体制を図っているところであります。

次に、③、国が進める医師の働き方改革が市立病院に及ぼす影響についてであります。本年4月1日から働き方改革関連法が施行され、労働基準法の一部が改正されました。国が進める医師の働き方改革の勤務医の時間外労働の上限規制は、医師法に基づく応召義務や宿日直許可基準、自己研さんに係る労働時間の考え方などの対応が必要であることから、改正法の施行日の5年後をめどに規制を適用することとされております。当院の医師の時間外労働に関しましては、労働基準法第36条に基づく時間外労働に関する協定、いわゆる36協定にて通常月45時間以内、年間360時間以内とされており、臨時的に限度時間を超えて行うことができる時間外労働は月100時間以内の年6回まで、年間においては960時間以内と特別条項で定めております。国は、医師の時間外労働規制について、医師も一般労働者と同等の働き方を目指すという視点に立って、36協定の限度時間と同じ月45時間以内、年間360時間以内としておりますが、臨時的に限度時間を超えて行うことができる時間外労働として全ての医療機関を年間960時間以内とした上で、救命救急センターや年間に救急車1,000台以上を受ける医療機関など、地域医療確保に欠かせない医療機関と研修医など短期間で集中的に症例経験を積む必要がある場合は期限つきで時間外労働の上限を年間1,860時間以内と定めるとされております。当院は救命救急センターに指定されていることから、臨時的に限度時間を超えて行うことができる時間外労働の上限は年間1,860時間以内になると考えられますが、年間1,860時間の時間外労働は月平均に換算すると155時間となり、月の時間外労働が100時間を超えると健康確保等の勤務環境改善として連続勤務時間制限や勤務間インターバルの確保などの制限がかかるとされております。このことから、院長が中心となり、時間外労働の多い医師に対して面談し、勤務実態や診療体制の見直しなどの聞き取りを行い、医師の時間外労働の縮減に向けた取り組みを行っているところでございます。

次に、(2) 外来患者を減らさなければならない現状についてご答弁申し上げます。当院の外来の状況につきましては、1日1,000人以上という多くの患者さんにお越しを

いただいておりますが、4月から8月までの昨年とことしの1日平均外来患者数を比較すると、昨年の1,040.5人に対し、ことしは1,062.7人と22.2人ふえている現状であります。特に内科、循環器内科においては医師の負担が大きく、平成30年1月からは紹介状を持たない初診患者さんについては初診時選定療養費を3,780円と見直すことに加え、内科における午後の新患受け付けを中止することや症状の安定した方へ地元の医療機関へ逆紹介を行ってきており、一時的には効果がありましたが、現状ではまたもとに戻つつあり、非常に苦慮しているところであります。また、当院が地域で果たす役割は救急医療や専門医療、手術、急性期の入院治療などを提供することではありますが、圏域内での医師不足と周辺医療機関の縮小による患者集中などの背景から、当院の医師の負担が非常にふえており、これらの負担を軽減させる唯一の手段として外来診療に係る負担を減らすことが最適であると考えているところであります。

ご質問の①、各診療科で外来患者数を減らさなければならないのかについてであります。医師数の違いや診療内容の違いなどそれぞれ違うことから、一概には言えませんが、特に内科、循環器内科、整形外科などは1日平均患者数が100人を超えている診療科であるため、医師の負担を軽減させたいと考えております。なお、病院としては、急性期を脱した方や軽い症状の方などはかかりつけ医で受診をしていただき、手術が必要な患者さんやがんの治療、精密な検査が必要な方などを当院で見っていくという方針であります。

次に、②、外来患者数を減らすにはどうしようと考えているのかについてであります。患者さんのご理解をいただきながら、ふだんからかかりつけ医を持ち、ぐあいが悪くなった場合にはまずかかりつけ医を受診していただくこと、また症状の安定している方には逆紹介の上、地元の医療機関を受診していただくことなど、地域での機能分化を推進し、逆紹介をふやすなど、今まで行ってきたことを引き続き行ってまいりたいと考えております。

次に、③、外来患者数減少は経営を悪化させることにならないのかについてであります。外来患者さんを制限することにより患者数の減少に伴う外来収益の減少も想定されますが、極端な減少とは考えておらず、定期的な検査や精密な検査の実施、重症な患者さんなどを診ていくことから、診療単価が上がることになり、収益の減少は抑えられると考えております。

次に、④、平成30年度決算における外来患者数は25万7,530人だが、どのくらい減らす必要があるのかについてであります。病院としてはそれぞれの診療科にもよりますし、内科など同じ診療科でも病気によって違う場合もあります。また、配置されている医師数によっても違うことから、何人という数字であらわすのは非常に難しいことでもあります。人数的には何人とは言えませんが、基本的にはそのときに配置されている医師が当院の役割である専門的な診断、治療がスムーズに行える状況となる数と考えております。

次に、(3) 中空知の医療体制が崩壊しないための方策についてご答弁申し上げます。

初めに、①、中空知地域医療構想調整会議の現状についてであります。今年度におき

ましては本年3月に更新された地域医療構想推進シートに基づき、この地域の実情を踏まえた重点課題への具体的な取り組みに向けた集中的な議論を行っていく予定となっております。本年度第1回目の調整会議は7月24日に滝川市で開催され、当院からは北海道病院協会空知支部長として平林事業管理者、砂川市立病院院長として田口院長が委員として出席しております。調整会議においては、国や北海道が提供するデータについては数値上は理解しているが、もう少し踏み込んだ議論を進めていかなければならない。また、この圏域において一番の問題である医師不足やそれに伴う医師の過重労働により住民や患者から求められる医療を続けられないのではないかなど発言を行ったところであります。また、この地域の医療機関の中で役割分担を進めることについても提言したところであります。これらのことについて他の自治体病院長からは、当院の現状を踏まえ、逆紹介は歓迎する旨の発言もあったところであります。全国的に調整会議での議論は本音を言いにくいとされておりますが、引き続き積極的な意見交換の場となるよう、調整会議においては発言していきたいと考えております。

次に、②、今後中空知の医療を守るために調整会議はどのように進んでいくのかについてであります。今後この圏域における重点課題を設定した上で、2025年に向けての医療提供体制の構築に向けて議論が進んでいくものと思われまます。あわせて、地域医療構想は入院に対する議論が中心でしたが、効果的な医療提供体制を構築するに当たっては外来医療も含めて議論を深めることが重要であるとのことから、北海道では令和2年度から5年度までの4年間を見据えた外来医療計画を策定することとなりました。今後は、圏域における外来を含めた医療全体の議論となることから、この圏域全体による地域完結型医療を実現すべく議論が進んでいくものと考えております。

次に、③、中空知地域医療構想の中心を担う北海道の動きはどうかについてであります。地域医療構想につきましては、国や北海道の提示する資料をもとに、圏域の関係者が集まり、主体的に議論していくものと認識しております。最近の北海道の動きとしまして、先ほどご答弁申し上げました外来医療計画の策定、調整会議の議論に用いるための国民健康保険や後期高齢者医療のレセプトを分析し、各市町村の医療機関別の受療動向や疾患別の受療動向、また診療行為別の受療動向のデータ化が進められており、調整会議における積極的な議論を推進しております。また、各医療機関の役割、医療機能に関する対応方針について、地域医療構想の推進に関する意識調査をもとに調整会議で情報の共有、意見交換を行い、具体的な対応方針としての地域医療構想推進シートの見直しを図り、進捗状況と今後の方針の見える化を推進することとなっております。

○議長 水島美喜子君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 私がこの一般質問の最初のほうに書いている「ひまわり」というのは、市立病院が出している広報紙の一番新しい号になると思うのですけれども、ここの1ページ目に書かれている内容なのです。私のところにも、これを読まれた方だとは思っています。

けれども、何人かの方からとても不安な声が寄せられています。結局ここでは、先ほども言ったとおりに外来患者を減らすしか方法がないのだというような書かれ方がされていて、実際今かかっている人にとってみれば、私はもう市立病院に行けなくなるのではないかと、不安になるような書かれ方になっていると思うのです。

質問の中でお医者さんは結構いるのかと、今の答弁の中でも25科の中でお医者さん95名いらっしゃる。この辺では結構お医者さんが来ていただいているのだろう。研修医も18名もいらっしゃってくれているということもあれば、かなり病院としても努力をしながらもお医者さんに来ていただいているということは現実としてはあると思うのです。

ところが、私も先ほどのお話の中で国が今後医師の働き方改革を強力に進めていくという話を聞いて、ここでお伺いするのは、今現在医師の働き方改革を国が本腰でやってくるのだろうと思うのですけれども、現実的には5年後がある程度の一定の期間というか、この辺までにはしっかりやるというような内容になっていると思うのですけれども、現実的に今の市立病院のお医者さんの働き方は国が求めていくものとは離れているぐらい働き過ぎているのかどうかという点をまずお伺いしたいのですけれども。

○議長 水島美喜子君 病院事務局長。

○病院事務局長 朝日紀博君 当院の医師が国が言っている働き方の水準の中におさまるのかどうかというような質問の内容かと思えます。最終的に国が今求めている基準をオーバーしているドクターは、現実的に今います。それは、いろいろな病院の話を見ると、砂川市立病院にも当然いるし、急性期をやっている大きな病院って大体どこも今のところ皆さん超えているというような話をよく聞きます。それで、法律では5年後というか、4年半後ぐらいになるのですけれども、そこに向けてどう縮減していくのかというところで今どこの病院も頭を悩めていると。先進的に取り組んでいる病院の講演を聞きながらどうか、そういったものでこれから時間外の縮減に向けた取り組みが今後進んでいくと思われま

○議長 水島美喜子君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 お医者さんの中には自分のスキルを高めるためにもいろいろな研究、あるいは手術でも患者さんを診るにしても積極的に、時間外といいながらも喜んでなんていう言い方は全然失礼な話になるのですけれども、やっていらっしゃる方々も結構現実にはいるのだろうと思うのですけれども、国がこう決めてきてしまったとすると、今市立病院としても現実的にそれをオーバーして働いているお医者さんもいるとなると、それを国が確実にやってくることになれば、お医者さんの数を結局ふやしていくしかない。お医者さんのことに関して言えばです。これは、現実的にそうなっていくと病院としては思われて今後対応されようしているのかどうか、ここも確認させてください。

○議長 水島美喜子君 病院事務局長。

○病院事務局長 朝日紀博君 今議員さんからご指摘があった話は、医師の働き方改革の

問題が出たときに医療界の中では大注目されていた項目の一つに、労働時間なのか、自己研さんの時間なのかという、病院に滞在している時間イコール労働時間ではないと、学会発表のために自分が資料をまとめているのは、それは自己研さんではないのかとか、そういった労働時間と自己研さんの切り分けをどこでどうするのかというものが当初から問題として挙がっていました。7月だったと思いますが、厚生労働省から、その労働とはこういうもので、自己研さんはこういうものですよというはある一定のものが示されました。

それと同時に、宿日直は日直として認められるのか、一般の労働に当たるのかということも非常に問題で、日直として見るのであれば、日直として認められているのでいいのですけれども、例えば当院のような救急患者さんが常時来るような、そこで医師の当直を今やっているのですが、それは通常の労働と変わらないという扱いになるという見解です。ただ、例えばとりあえず管理当直のように、俗に寝当直とかという言葉があるのですが、たまに患者さんが数人来て、それに対して診察をしてお帰しするとか、それぐらいのものであれば日直として扱っていいでしょうということがあります。もちろん診療が何もなしで、ただ病院にいただけというような、そういったものもあるので、日直、宿日直の基準と労働と自己研さんのところは非常に当初から問題視されていきましたので、そこら辺が今徐々に見えてきていますので、それを見据えて今度どのような体制で、例えば当院の場合だと当直をどうするのかとか、そういったものを考えていかなければならないということに今なっております。

○議長 水島美喜子君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 1点目で素人は余りよくわからないといえばわからないので、基本的に私が1回目の質問で挙げている砂川市立病院として医師数をこれからふやすことが困難であってと言われているわけで、またそれプラス国の医師の働き方改革があつてとなつていったとき、医師数をなかなかこれ以上はふやすことができない現実なのだということは間違いないことであるのかどうか、ここを確認させてください。

○議長 水島美喜子君 病院事務局長。

○病院事務局長 朝日紀博君 絶対ふえないということではないと思います。というか、絶対ふえるという確約は今のところ全くないです。では、確実にふえないのかと言われると、それはそのときの5年後の情勢がどうなっているのかは実は我々もよく今の段階ではわからない。ただ、医局から先生に来てもらうための準備はきちんとやっておりますが、その結果として医師がふえるかどうかを今何年か先のことをどうだと言われても、そこはなかなか答えにくいのが実態です。なので、ふえる見込みがない中で、対策を何もしないで今のままいくと働き方改革の5年後の実施だけを迎えてしまいますので、今からできることは手をつけていきたいと思います。

○議長 水島美喜子君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 今の答弁だと医師の数については何だかよくわからない状態ですね。

ただ、広報紙では、その結果として患者数を減らすしかもう方法がないと言っているわけです。ここが一番私がこれから聞きたいところでもあるし、今現在の患者さんあるいは市民の皆さん方が不安に思うところだと思うわけです。今回の同じことは、先ほども局長が答弁の中で答えていたのですけれども、平成30年1月1日から内科、循環器だけを初診料1,080円から3,780円に、これも同じような理由だったと思うのです。ただ、このときは内科と循環器だけと限りました。どうやら今回はそうではないような感じなのですけれども、実際こうやったときに、先ほどの答弁の中で最初は患者さんが減ったのだけれども、今またもとに戻ってきているのだというお話を聞いたのですけれども、そもそもそこはどうしてそうってしまったのか分析をされているのでしょうか。

○議長 水島美喜子君 病院事務局長。

○病院事務局長 朝日紀博君 1回目でたしかご答弁した中で、1日平均の外来患者数が全体で去年とことし、4月から8月で比較すると22.2人ふえているというお話をさせていただきます。では、それは何でふえているのかは、正確な分析になるかどうかは別にして、我々の周知不足も、30年1月にやったときには大々的にやっていたのですが、それ以降一定の効果で下がってきたのですが、その後の周知が足りなかったのかという部分は正直なところあります。ただ、どうしても、地域の住民の皆さんというか、これは日本全国どこでもそうなのですが、患者さんの大病院志向は当然ありますので、そういったものの影響があるのではないかと考えております。

○議長 水島美喜子君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 最初の30年1月1日ですけれども、1,080円だったものが3,780円になるのは大きな値上がりだったはずなのです。最初は減ったのだけれども、だんだんそれがまた戻ってきている。こうだとすると、1,080円ではなくて今が3,780円なのだけれども、これを5,000円、6,000円、8,000円にしたらどうなるかということなのですけれども、金額によって。ただ、もしそうになってしまったら、お金に余裕のある人しか来れないという話にもなってしまいますので、全然そこはいい案ではないと思うのですけれども、ただ先ほど外来患者を減らすにはどうしようと考えているのか、今現実として。このときに初診料をもう少し上げようという話は全然なかったので、多分今はそういう考え方はなく、いわゆる逆紹介をしていこうという思いはあるのかと思うのですけれども、そこはそうなのでしょうか。

○議長 水島美喜子君 病院事務局長。

○病院事務局長 朝日紀博君 今議員さんおっしゃったとおりで、当時30年1月に初診時選定療養費を値上げしようという内部議論があったときに、確かにそのときも5,000円にしたらどうだというような話もありましたが、病院としてはそこで値上げをして収益を上げるということは余り考えていなくて、要は外来の患者さんの数を多少減らして、それは当院で治療しなくても済むであろう、例えば薬だけをもたらしている方であるとか、

あとは診察だけして、変わらないですねで終わる方とか、検査や治療は余りない方、症状が落ちついて経過観察だけの方とか、そういった方に地域に帰っていただく、そちらがメインだったので、今回も初診時選定療養費の値上げというような話は内部でもしておりません。今言われたように、逆紹介をどんどん推進して、それで外来の患者さんの数を少し減らそう。それが医師の負担の軽減になるという、そういう考え方です。

○議長 水島美喜子君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 逆紹介は、ある程度症状が安定した人はまちのお医者さんに行ってくださいという話になるのだらうと思うのです。そこで砂川市民として考えるのは、市内のどこに行くのという話がすぐ出ると思うのです。症状が安定したのはいい。だけれども、まちのお医者さんといっても、最近は高齢化と、少なくなってきたのも確実に間違いないことであって、逆紹介されたものの、市内に診療科がない場合はどこかへ行かなければならなくなるわけではないですか。せっかく我がまちに大きな総合病院があるのに何でよそのまちまで行かなければならないのというのは、砂川市民としては持って当たり前の話だと思うのです。

私、最近の患者数を調べてみたのですけれども、市内の患者さんは入院も外来も減少傾向にあるのです。そもそもが砂川市立病院に来る患者さんは砂川市民の場合は、前からよく言われているのですけれども、砂川市立病院の患者、外来、入院含めての全体のパーセントとしては30%ぐらいしか来ないのです。それ以外は、よそのまちから来られている方がほとんどになるわけです。だから、病院経営もやっつけられるということでもあるのかもしれないし、地域のセンター病院としての役割を果たしているということでもあるのですけれども、ここでもう少し、外来あるいは入院の患者数の平成25年から30年までの資料しかありませんから、ここを調べてみました。先ほど言ったように、砂川市民は外来、入院含めて30%ぐらいしか来ていない。では、どこから来られているのだらうと調べていくと、実は美唄市と滝川市の患者さんが最近ふえ続けているのです。これは、外来、入院とも同じようにふえています。美唄の救急車がここに来ることを最近よく見るようになってきているのですけれども、何で美唄って実は思うわけです。そこで調べてみようと思ったきっかけではあるのですけれども、美唄から外来は4.9%、それから入院は8.8%という数になります。入院、外来全体の美唄から来る患者さんという意味ですけれども、滝川はもっと多いのです。外来で滝川の場合は平成25年で3万8,000人ぐらいだったのが最近では4万2,000人も外来患者さんが滝川市から来られていることになっています。この両方を合わせていくと20%を超えていくのですよ、美唄の患者さんと滝川の患者さんが。

僕は何で美唄の患者さんと滝川の患者さんを抽出して調べたのかというと、まず美唄は中空知の広域医療圏の範囲外です。そして、滝川の場合は、先ほど出している「ひまわり」のその隣にかかりつけ医の一覧があわせて出ているのですけれども、全部一覧表にな

ってしまして、砂川市のいわゆるかかりつけ医になり得る市内の病院、お医者さんの数ですけれども、7つしかないのです。ところが、滝川市は27の病院、クリニックを含めてですけれども、という表になっています。何で滝川を調べたかといったら、かかりつけ医になり得るところがうちの何倍になるのでしょうか。砂川市は7つしか医院、病院がない。でも、滝川は27もある。27もあるところからわざわざ何で砂川市立病院に行って、余りにも砂川市の身勝手な言い方になってくるかもわからないのですけれども、砂川市民としてみれば、もし砂川市立病院がおかしくなったら砂川市民の税金で何とかしていかなければならないわけです。ほかのまちの人たちがお金をを出してくれるかといったら、そういうわけには多分ならないでしょう。

うちにとってみれば、急性期としては非常に安心感があるのです。市内から10分、15分でまずはセンター病院に来られるという安心感はあるのですけれども、その逆にも慢性期になっていったり症状が落ちついてきたときになると、この皆さん方は市内にいられないで、市外に大体転院をしていくことになるのです。最後は、亡くなって市外から市内に戻ってこられるという方々も結構いらっしゃるわけです。そう考えていったときに、(2)の4のところでは今後どのぐらいの患者数を減らさなければならぬのかと私が聞いたときに、何をどうしたらいいのかというのは難しいというお話があったのです。これは、難しいのではなくて、患者さんの数を今後減らしていかなければいけないのだとするならば、どのぐらいの数を減らしていけるのかということ。その地域、地域でどのぐらいの患者さんがそういう対象になっていくのか、つまりかかりつけ医に戻っていただける逆紹介をしていける患者さんがどのぐらいなのかはきっちりある程度調べていかない限りは次の一手が打てないと私は思うのですけれども、なぜ何人が外来からかかりつけ医に行ってもらえたら砂川市もいい状況になるということがわからないのか、その理由を聞きたいと思います。

○議長 水島美喜子君 病院事務局長。

○病院事務局長 朝日紀博君 平成30年度で年間25万7,530人の外来患者さんをどのくらい減らすのかというご質問に対して、科の医師数による診療科の違いもあります。治療の中身の違いもあります。なので、どのぐらいの数を減らすという具体的な目標設定はしていない。あくまで症状が安定している方で当院でなくても治療が可能な方を逆紹介していくのだと、そういう考え方であります。ただ、その数字は出せないとはいつつ、一つの考え方としては、我々はレセプトのデータを持っていますので、レセプトのデータの中で診察料だけの人、診察料と処方箋料だけの人ってどのぐらいいるのかという数字は出しています。それらの砂川市以外からお越しの患者さんで診察だけの人と薬だけの人というのは、患者数が多いのが内科と循環器内科と整形外科と1回目です。答弁申し上げましたが、その3科で見ると内科で6.3%ぐらいいる、循環器内科では10%ぐらいいるというような数字は押さえております。では、砂川以外の方で当院ではなくてもレセプトの点

数上余り治療の中身がないような方の総合計は何人なるかという、9,500人ほどが年間で想定されます。それを科別で見えていくと、仮にその人たちが全員当院で治療しないで逆紹介したとすると、これは仮定ですけれども、内科で大体1日平均で10人ぐらい減るでしょうと、循環器内科でいくと11人、整形外科でいくと18人、トータル38人とか39人とか、それぐらいの数は一つの考え方としてそういう計算式では出していますが、そこには先生の治療方針もありますし、先生の受け持つ許容範囲もばらばらですので、その数が全部なくなるのかと言われると、私は計算上の数字のごとくはうまくいかないだろうとは思っております。

○議長 水島美喜子君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 今話を聞いていると、患者さんの善意ですよ。善意と言ったら変だ。こうやって言われているから、私は市立病院に行くのを控えようかと思うようなところに頼っていくしかないような私は気がするのです。それでは今の現状というのはなかなか改善されていかないと思うのです。私は絶対ここではないとだめだと言ってしまったら、一体病院はどうするのだろうと思うわけです。仕方なく診ていこうかと考えていくものなのか、どうするのかということなのですけれども、先ほど少し美唄と、滝川のお話をしました。私は、できれば砂川市民が、よく医療の世界でトリアージとかと言うではないですか。重症なところからまず診ていこうとか。それは、私はあってもおかしくないのではないかと思います。患者さんをどう減らしていこうかと思ったときにです。つまり逆紹介をどうしていくかといったときに、まずは中空知の医療圏外の方、それからかかりつけ医が多くいる地域の方々にまずはそこをやっていただいて、いざというときの砂川市民の方々には、砂川市民なのだからということがあっても全然おかしくないとは思っているのですけれども、病院の立場としては患者を選ぶなんていうことをそうでは言えないのかもわからないのですけれども、現実的に今私が言ったように滝川、美唄がふえていることについては、病院としても私が言ったことに間違いはないという、その傾向かということについて伺いたいと思います。

○議長 水島美喜子君 病院事務局長。

○病院事務局長 朝日紀博君 滝川市、美唄市からの患者さんは、小黒議員の言うとおりにここ数年間でふえているというのは事実だと思います。その要因として、滝川であると小児科のクリニックが閉院をしたとか、産婦人科が入院を取りやめた。あるいは、ことしでしたか、滝川の市立病院が病棟を1つ閉鎖しているとか、1回目の答弁では周辺の医療が縮小しているという表現をしましたが、この周辺で医療機能が、だんだん少なくなってきた分が当院に来ているというのは事実だと思います。

それと、もう一点、砂川市立病院で診なくなった、あなたはどこかへ行ってくださいと言ったときに、私は砂川市立病院でなければ嫌だという患者があらわれたらどうするのかというようなお話もありました。ここにつきましては、我々は患者さんの同意をいただい

て逆紹介するというのが大前提でありますので、患者さんの同意が得られないものはなかなか難しいと思っておりますが、極力同意をいただけるような説明を十分してまいりたい。それから、砂川市内の方につきましては、砂川に診療科があるのであれば、それはまた話は別なのですが、砂川市内に診療科がないのに違うまちのどこかのクリニックに行けというようなことは、そこまでは考えていなくて、市外からお越しいただいている方で治療が落ちついているのであれば、どうぞ地元で通常のかかりつけ医にかかってください。何かあれば、みまもりくんだとか、そら-ねっとというネットワークで当院のカルテも見られるようになっていきますので、どうぞご心配なさらなくてください、そういう考えです。

○議長 水島美喜子君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 そういう考えでやっていってくれるのであるならば、まずは砂川市民は安心はできていけるのかと思うのですけれども、結果的に言うと、それを患者さんに伝えるのはお医者さんしかいないのではないかと思うのです。お医者さんが患者さんと接しているときに、そろそろお薬だけだったらわざわざ遠いところからではなくて地元でも出せるのではないかと思うので、そちらに紹介状を書きますかということと言えるといったら、お医者さんしかいないですよ。お医者さんたちが結局そういう意識をしっかり持っていない限りは、もうそろそろかかりつけ医にかかっていた方がいいという、この場面の設定がきちんとできないし、実現もできないと思うのですけれども、院内ではこういう意識はきちんと今後できていこうとする何かがあるのでしょうか。

○議長 水島美喜子君 病院事務局長。

○病院事務局長 朝日紀博君 こういった方針につきましては、医局会議等を通じて事業管理者あるいは院長から各診療科の先生方に伝えますし、そもそもこれから4年半後には医師の働き方改革の中で就業時間の制限、時間外の制限がかかってくるので、どこか楽できるという言い方は悪いですけれども、負担を軽減できる部分は、病院としては救急をやめることはできない、入院診療や手術を減らすこともできない。それはこの地域における当院の役割でありますから、唯一負担軽減できるのは外来診療だという考え方ですので、そこを十分各ドクターに理解していただいて、実践していきたいと考えております。

○議長 水島美喜子君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 結局うちは急性期、それから救急指定の、今も救急車の音が聞こえていますけれども、その病院を砂川市立病院でやるということを決めているわけですよ。先ほども言ったように、砂川市民にとってみると医療という意味での安心感、急性期での安心感は本当にある。ただ、ここがある程度の急性期を脱して安定期あるいは慢性期になってきたときには、なかなか厳しい状況が現実的にもあることでは間違いないわけです。

それで、最後の中空知の医療体制が「ひまわり」にも結局は書かれていて、このままだと市立病院も大変な状況になるし、中空知の医療体制の崩壊にもつながるとも書かれているわけです。市立病院の今後にしても、それから砂川市の市民にとってみても、急性期を

抱えている砂川市民であるからこそ、先ほども言ったようにずっと治療を受け続けることがなかなかできない現状があるわけです。ここで、うちは急性期を受け持つ、だけれども急性期を脱した場合にはほかのまちに行かなければならない砂川市民というものがあるときに、中空知全体がどんなふうに関後になっていくのか、医療がどんなふうになっていくのかは非常に大事なことだと思っているのですけれども、中空知の全体の調整会議が現実的にしっかりと行われているのかどうかというのが私は不安でいるのです。

なぜ不安かといったら、医療の中空知の調整会議は、私は中空知の合併協議会の中でいろいろな現場を見てきはしたのですけれども、広域で何かをやることについて非常に難しい中空知だと思っているのです。そこに加えて、医療のことになっていったときにそれぞれが、合併がだめになったきっかけも病院だというようなことをよく今まで言われてもきているのですけれども、ただ命にかかわる医療の関係というのが広域でしっかり行われな限りは今後大変なことになってくると思うのですけれども、現実的に今どんな話し合いがどんなふうに進んでいるのか、これも最終的な目標は近いうちにあるわけですよ。そもそもが今現在病床数が多くなっていて、2025年までには300床ほど落としていかなければならないし、高度急性期から回復期へどこまで移していかなければならないかということも道の計画としてはあるわけなのです。だけれども、結果的にそれぞれ今後2025年にどう予定を組むかという各病院の表もあるわけなのですけれども、ほとんど今と変わらない現状があるのです。ということは、みんな道の方向性では進んでいきたくないというまさにあらわれであるわけで、このところは今後うまく話し合いは進んでいけるのかをお伺いしたいと思います。

○議長 水島美喜子君 病院事務局長。

○病院事務局長 朝日紀博君 調整会議の中では病院関係者以外にもたくさんの方が出席されておりますので、これまで開催した感じを見てみると、なかなか発言しにくいというのも、これは中空知だけではなくて全国的にそんな話はよく聞いております。ただ、2025年、そういうことをしているとどんどん迫ってきますので、それで1回目で答弁申し上げましたが、7月に開催された調整会議においては平林事業管理者や田口院長から、今のままではよくないのではないのかと、きちんと話し合ったほうがいいのかというような問題提起をさせていただいております

それとあと、2025年に向けてそれぞれの病院が今のベッド数をそのまま数字を今載せている状況にあります。それは診療報酬が2025年にどのようなになっているのかも今の段階では全くわかりませんし、医者の数がそのときに回復しているものなのか、さらに減っているのか、看護師さんもきちんと確保できているのかというようなこともわからない中で、恐らく皆さん今の現状と変わらないだろうというか、数字を変えられないでいると思うのです。その数字が今姿として残っておりますので、そろそろ今年度から具体的な話をしていかないとなかなか難しい。2025年に向けてソフトランディングできな

いと思いますので、そこらは相手があることですので、我々がきちんと話を進めますということは言い切れませんが、そうなるようにしっかり議論を進めていきたいとは考えております。

○議長 水島美喜子君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 ここで市長にお伺いをしたいと思っているのですけれども、首を横に振られても困るのですけれども、なぜ市長にという話をするかという、それぞれの病院は自治体の病院であるわけですよ、今ここに話が出ている中空知の医療圏の関係の病院は。それぞれ設置者というのは首長になるわけです。お医者さん方ってかわっていかれるし、院長先生、あるいは事業管理者という名前でのうちの事業管理者だけですよね、ほかは院長先生になるわけですけれども、先ほど言った事務局長は砂川の市内の患者さんになるべく動かさないようにというような話があったので、少しは安心しているのですけれども、美唄から、ほかの医療圏からもある程度慢性期になった方でも来ている可能性もあるし、滝川からでも多くの患者さんが来ているとなったときに、そこはその医療圏の方、あるいはかかりつけ医がいっぱいいるまちではそのまちでかかっていたかということがいいことだと私は思うのです。

これを病院だけで何ぼ話していたって、こういうところで書いてみたって、なかなかそれぞれの市民の皆さんには伝わっていかないだろうと思うのです。そういうときには、それぞれの首長さんたちが、そのまちで自分たちの医療をどうするのか、そして中空知全体の医療をどうしていくのかというのを真剣に考えていかないとだめな今後になっていくと思うのです。ところが、今の首長さんたちを見ていくと、合併のときのことなんて全くわからない首長さんたちがほとんどになってきていると思うのです。合併あるいは広域で何かやることのなかなか難しい点というのを知っている方は、善岡市長しかも今はないのではないかと考えているわけですが、ここは善岡市長のリーダーシップを発揮していただいて、安心、安全な医療体制、中空知の医療体制をしっかりとリードしていただきたいと思います。

先ほど道はどういう動きがあるのですかと話を聞きましたけれども、中空知の合併のときでもそうですけれども、道なんて何の役にも立ちません。僕は一回道の職員に聞いたことがあります、合併の席上で。あなたは何をしてくれるのですかと、あなたがリーダーをきちんと発揮してくれない限りはこの合併ってうまくいきませんよという話をしたことがあったのですけれども、今回だって同じことだと思うのです。地域医療会議にも市長は出席もされているでしょうし、全体の雰囲気もわかっていると思いますので、私のお話をした市立病院、市内の市立病院の患者さんの話も含めて市長はどんなふうを考えているのか最後にお伺いして、もう時間もないので、市長のお話を聞いて終わりたいと思います。

○議長 水島美喜子君 市長。

○市長 善岡雅文君 (登壇) 小黒議員はいろいろなことを言われたものですから、ど

それを答えていいのか。基本的に朝日事務局長が話したのが全てで、今の医療問題を考えると不確定要素が余りにも大き過ぎると、それを一体誰が整理できるのかといたら、恐らくどの人もできる状況でなくて、一番砂川が辛いのは砂川が5市5町のセンター病院であると、3次医療圏の救命救急センターであると。だから、急性期の運ばれてくる人は受けざるを得ないと。だけれども、慢性期までいってしまうと、いわゆる働き方改革というか、医者が疲弊して、医者を引き揚げるという大学からの通告もあるので、働き方改革で医者の仕事を軽減しないと新しい医者と呼ばない。もし軽減するのなら派遣するということもあるのです。

だけれども、今のままでは共倒れしそうなことになっているので、何とか患者を制限しよう。それは、急性期ではなくて慢性期の人たちをどう制限していくか。例えば初診料を上げる方法もあれば、先ほど何で美唄が来るのだという話もありましたが、私がそこに口挟むわけにはいかないのですけれども、美唄は5市5町の圏域でないので、急性期で来る分については3次医療圏ですから断れないけれども、慢性期はあの圏域で処理していただいたほうが私はいいのではないかと。調整会議には入っていないところですから、5市5町の。それは、私は直接美唄の市長から頭を下げられたけれども、急性期はいいけれども、慢性期はうちが倒れるから勘弁してという話はしていますけれども、それがどこまで通じたのか。病院には何か話があったみたいですが、私自身は急性期は役割として3次医療圏ですから仕方ないけれども、慢性期については違うのではないかと、岩見沢へでも行ったらみたいなあれですが、5市5町の関係でいくと一番心配するのは、医療がわかっている首長がいない。首長同士で話をしてもまないたの上にならぬ。

それと、医師会と市立病院の関係も、砂川は一つなのですけれども、難しい面があって、あの会議で本音の話ができるのかと。私は、もう今は出ていません。2時間、3時間拘束されてこんな調子では、とてもではないけれども、行っても意味がないと。もう少し話が整理されて、その中でどうだというのなら行ってもいいけれども、基本論議のところで行っているうちは入ってもしょうがないかなというのが私の感想でございますけれども、余りにも地方の現状が動かないものですから、厚生労働省と総務省がある程度、このままでは進まないということで、2020年までにどうのこうのというのを総務省で言っておりましたけれども、その外圧によってある程度話は進んでくるのだろうと思うのですけれども、いろいろな問題、先ほど言った医者の働き方改革で軽減すると医者が来る。内科医が来るとまた状況も変わる。かつては医者もいて、外来にこんなに人がいないから、高齢化で人が減っていくから、美唄もさりげなく圏域に入れましょうかという論議をした時代もあったのです。ところが、それから数年たったところに医者が急に内科医が来なくなると。そしたら状況が変わって、今度は制限しなければならないと。

余りにも短い期間の間に状況が変わり過ぎるのが今の医療の世界であって、誰がそれを整理して先を見通せるのかというのは、正直言って恐らく病院の先生方も見通せないこと

ろがあって、ずっとかかわっていた私でも、こんなに世の中変わってしまうのだと。ただ、慢性期を制限しないとうちは生きていけない。とりあえず慢性期を制限して医者 of 軽減しないと、うちはこけると規模の大きい分だけ大変なことになってしまうと。それはなりふり構わず、とりあえず働き方改革の中でやるためには初診料を上げてもいいと。決定権は私にあるわけではないですけれども、上げてでも慢性期を制限して、町医者の中で、薬だけの人 is そこに行って、もし悪くなったらすぐそこから市立病院に來られるシステムはつくっていますので、その協力をお願いするとともに、ほかから來る分野について慢性期のやつをどう整理していくか、ここが厄介で、滝川にしてみれば砂川に行かないで自分のところに来てというスタイルですから、収益が落ちていくので、赤字がふえるだけですから、その中で新たな仕組みをつくれるかどうかは、正直言って私も何ともこの場では責任あることは言えません。もう少し見えてきて、追い込まれたときにどういふ案ができてくるかというところなのだろうと思っています。正直にここまでは言いますけれども、それ以上はもう言えません。

以上でご理解願いたいと思います。

◎延会宣告

○議長 水島美喜子君 本日はこれで延会します。

延会 午後 2時04分